

官報

号外 昭和二十四年十二月三日

○第六回 衆議院會議録第二十三号

昭和二十四年十二月二日(金曜日)

議事日程 第二十二号

午後一時開議

第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

●本日の会議に付した事件

日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

議員砂間一良君を懲罰委員会に付するの動議(椎熊三郎君提出)

休憩の動議(浅沼稻次郎君提出)

議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議(野坂参三君外四名提出)

日程第二 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

人事官弾劾訴追手続規程案(議院運営委員長提出)

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案(星島二郎君外六名提出)

午後二時五十分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、在外同胞引揚促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。中山マサ君。

在外同胞引揚促進に関する決議案
在外同胞引揚促進に関する決議案
既往四箇年にわたつて、在外同胞の引揚実施につき、連合国の好意を衷心より感謝する。

ボツダム宣言受諾以来、われ々が誠実にその実行に努めたことは、本年五月二日連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によつて明らか

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

〔中山マサ君登壇〕

○中山マサ君 たいま議題となりまして在在外同胞引揚促進に関する決議案につきまして、その趣旨を弁明いたします。

まずこの案文を朗読いたします。

在外同胞引揚促進に関する決議案
既往四箇年にわたつて、在外同胞の引揚実施につき、連合国の好意を衷心より感謝する。

ボツダム宣言受諾以来、われ々が誠実にその実行に努めたことは、

本年五月二日連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によつて明らか

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

しかるに、ボツダム宣言第九條に宣明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中における死亡者の氏名並びに戦犯関係抑留者の氏名のうちに、未発表の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われ々は、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期す。

政府は、これがため慎重且つ果敢なる措置をとることをちゅうちよしではならない。

右決議する。

終戦当時の在外同胞の中から、今日までに帰還して参りました者六百二十万、これは四箇年の長き月日にわたりました連合諸国の努力のためのものであることは、何人も疑いをさしはさむ余地がないのでございます。ここに、あらためて国民とともに、私たちは連合国に満腔の感謝をささげるものでございませぬ。しかし、今日なお、連合軍最高司令部の発表によれば、三十八万人の同胞が未帰還者となつておりま

なところである。

す事實は、留守家族のみならず、私ども国民を、いたすらに不安に陥れるのでございます。

事新しく言うまでもなく、ポツダム宣言第九條に、日本国軍隊は、武装解除の後すみやかに故郷に帰らしめ、平和の業につきかむべき旨、述べてございます。しかるに、故郷にまだまだ帰り得ぬのみか、その消息すら家族に伝えられざる人々のかくも多数ありますことは、留守家族の心を痛ましめ、これに對する私ども国民の同情は、今や深くなつて来ておるのでございます。留守家族といたしましては、残留者の帰還が一日もすみやかならんことを熱望してやまないのは、もちろんでございますが、せめては文通が許され、また確實なところの消息だけでも得られるものならばと、切に求めていられるのでございます。その情報は、わが政府がいかに努力いたしましたように、また連合国の御協力がございましたように、抑留しておりますところの國よりの通報がございませぬければ、決してその真相がはつきりしないことは、これ、だれもが知るところでございます。

(拍手)

引揚問題につきまして、ここにある一つの時期を画せんとしております今日、政府におきましては、その関係國に迅速なる抑留者の送還を懇請するの道を講ずると同時に、国内にございませぬところのすべての機關を動員いたし

ますれば、ある程度の残留者の数は把握できるものと思われまので、この方面におきましても、従来に倍するところの御努力が切に望ましいのでございます。そうして、その結果をすみやかに整理して、その家族を安心させていただくことこそ、政府がとるべき道であらうと私は存するのであります。

(拍手)これは政府に對して特に強く要望したい点でございます。四箇年の長い期間にわたつて待つその家族の苦しい心境に對しまして、未復員者給與法、特別未帰還者給與法によりまして報いるよりほかに、他に私どもがとるべき道はないのでございませぬ。前述の改正法律案が兩院を通過いたしましたも、この恩恵にあずかる家族の数はわずかに七、八万であるのでございませぬ。さらに死亡者の遺族であります。これに對しましては、まことに少額の遺骨引取料と埋葬料が與えられておりますことは、まことに遺憾にたえないのでございませぬ。政府におかれましては、一段と施策の全からんことを期せられるよう、切に要望いたします。

(拍手)

以上が在外同胞引揚促進に関する決議の趣旨であります。皆様御承知のごとく、この種の決議案は四たびここに上程されておりますが、いまだに引揚者に対して満足を得ることとは、ほど遠いものがあると思つたのでございませぬ。願わくは、今回の決議によりまし

て、急速なる援護状況の改善をはかられることを切に願ひいたして、この決議案を提案したのでございます。(拍手)私どもといたしましては、今なお引揚げ得ざる多数の人々を故國に迎えるため、さらに覚悟を新たにして事に当らんことを、ここに誓うものでございます。

私は最後に、四年もたちましても、われ／＼の同胞が帰つて来ることが、政府を通じて、あるいは連合国を通じて、これができないといたしますならば、私どもは、世界の道義心、その真心に訴えてでも、ぜひこのことを完遂したいという、かたい決意を持つておるのでございます。どうぞこの点御了承願ひます。(拍手)

〔池見茂隆君登壇〕

○議長(幣原重厚君) これより討論に入ります。池見茂隆君。

○池見茂隆君 私は、ただいま上程になりました在外同胞引揚促進に関する決議案に對しまして、民主自由党を代表し、衷心より賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

全世界の民族が、國境もなく、差別もなく、ひとしくその祖國を愛し、そのふるさとを思慕するの情は、人間特有の感情と確信するものであります。(拍手)終戦後すでに四年、その歸國の日を一日千秋の思いをもつて、あらゆる困難、耐えがたき勞苦に耐えつつも、今日なおやむを得ず異境の地に残留せ

られておるところの人々を思ひますときに、またそれらの人々を持つところの家族の方々の心情を考えますときには、いまだ私にここに申し上げるまでもないことでもあります。従つて、本決議にもありますように、国民及びその留守家族の焦慮は、今や頂上に達しておる。まさにその通りであります。留守家族の心境としては、もしも簡単に歸ることができないならば、少くとも、現在その生死、あるいは明確なところの員数、その氏名、死亡者氏名等の発表と同時に、残留者の判然たる消息でも知りたいというのが、やむにやまれぬところの家族の心情である。(拍手)たとい敗戦國とは申しませぬけれども、これらのことを關係各國その筋に、最も強く私は要請することにおいて、何人もこれに反對するものはないと確信する。(拍手)

なお、留守家族に對してき得る限りの救援をなし、現在國民運動としては愛の運動が展開せられ、現在この未復員者給與法の規定によりまして扶養家族の手当を受けておるものも、わずかに六万数千、さらに今回特別未帰還者給與法が改正せられまして、その適用範圍が広くされました。わずかに数千家族に及ぶ程度のものであります。ゆえに、私は、これらの留守家族に對し、その救援の態勢をさらに強化していただきたい。

○池見茂隆君

またわれ／＼といたしまして最も注目いたしますことは、少くともこの死者の遺族の身上であります。現行法が改正されるといたしまして、遺靈一柱に對しまして、遺骨の引取料、埋葬料合せて三千二百円という給與では、葬式の費用にも足りない状態でありませぬことは、御承知の通りであります。ゆえに、これらの遺族に對しましては、将来、現在の給與のほかに、弔慰金とでも名目をつけましようか、國家からのいゆる給與を行うことが、絶対的に私は必要であると信じておるのであります。ゆえに、この点は特に議員諸公におかれまして、また政府に對しても、私としては心から訴えた

い事実であります。(拍手)

今日なおやむを得ず異境の地に残留せられておるところの人々を思ひますときに、またそれらの人々を持つところの家族の方々の心情を考えますときには、いまだ私にここに申し上げるまでもないことでもあります。従つて、本決議にもありますように、国民及びその留守家族の焦慮は、今や頂上に達しておる。まさにその通りであります。留守家族の心境としては、もしも簡単に歸ることができないならば、少くとも、現在その生死、あるいは明確なところの員数、その氏名、死亡者氏名等の発表と同時に、残留者の判然たる消息でも知りたいというのが、やむにやまれぬところの家族の心情である。(拍手)たとい敗戦國とは申しませぬけれども、これらのことを關係各國その筋に、最も強く私は要請することにおいて、何人もこれに反對するものはないと確信する。(拍手)

またわれ／＼といたしまして最も注目いたしますことは、少くともこの死者の遺族の身上であります。現行法が改正されるといたしまして、遺靈一柱に對しまして、遺骨の引取料、埋葬料合せて三千二百円という給與では、葬式の費用にも足りない状態でありませぬことは、御承知の通りであります。ゆえに、これらの遺族に對しましては、将来、現在の給與のほかに、弔慰金とでも名目をつけましようか、國家からのいゆる給與を行うことが、絶対的に私は必要であると信じておるのであります。ゆえに、この点は特に議員諸公におかれまして、また政府に對しても、私としては心から訴えた

以上、まことに簡単ではありませんけれども、抑留者、遺族、留守家族に
関するところの私の所見の一端を披露
いたしまして、最後に重ねて本案に対
する絶対的賛意を表しまして、趣旨の
説明を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 堤ツルヨ君。

(堤ツルヨ君登壇)

○堤ツルヨ君 ただいま上程されまし
た在外同胞引揚促進に関する決議案に
対し、日本社会党を代表いたしまして
賛成の意を表し、同時にわが党の見解
を国民の前に明らかにせんとするもの
であります。

本夏以来、九万五千に近い同胞の引
揚げは、皆縁とともに、まことに御同
慶にたぐぬところでございますが、今
なお致の判明せぬ在外同胞のあります
ことは、本国会といたしましては、
なほだ面目のない次第でございますし
て、抑留政府の正式な発表のない限
り、これが判然としないことは、皆縁
も御承知の通りでございます。赤紙で
召集されました父が出征いたしますと
き、母親のひざの上に乳を飲んでいた
赤ん坊も、今日では、はや九歳、十歳
のわらべとなつております。顔さえ知
らぬ父の帰りを待つ、いじらしい子供
らをおもいますとき、大きな社会問題の
一つとして、真剣な、日本民族をあげ
ての促進運動がなされなければならま
せん。(拍手)

本決議案の持つ性質は、あくまでも
単なる留守家族の問題としてのみ考え
られべきものではなく、大きな戦争犠
牲者への国民全体の共同責任であるこ
とを痛感いたします。しかるに、今日
まで、本問題に対して、日本民族あげ
ての努力がなされたでありませしよ
か。とかく日本人は、おのれさえよけ
れば見て見ぬふりをいたす、はなはだ
呼び、発言する者多し)留守家族は血
みどろな叫びをあげて参りましたが、
一部の人々を除きましては、引揚げ促
進に申ししても、はなはだ冷淡であ
つたと申しても、私は過言でないと思
じます。この決議案を契機といたしま
して、院外にも院内にも、必ずや大き
な全民族の輿論が喚起されるであらう
ことを信じて疑いません。

さらに進んで申し上げたいことは、
本問題が単なる日本民族だけの問題で
ないということでありませし。いわゆる
人種を越え、国境を越えた、人権擁護
の見地から、広く世界人道維持の立場
から、全人類に向つて訴えらるべき問
題であると存じます。すなわち、ポツ
ダム宣言第九條に示されておりますと
ころの、平和にして生産的なる一市民
への復帰は、占領国といわず、被占領
国といわず、厳正なるポツダム宣言の
履行者でなければなりません。さら
に九月二日、マッカーサー元帥は、日
本人は忠実にポツダム宣言を履行しつ

つあり、民主化も軌道に乗つたと申
しておられるのでありますが、占領下
のわれわれ日本人が忠実なるポツダム
宣言の履行者でありますれば、なお
さらのこと、連合国側における抑留国
政府の紳士的なポツダム宣言の履行が
伴わなければならないと思つてござ
いまして、誠意ある在外同胞の突進の
発表さえが、終戦五年目の今日になつ
ても、なおなされぬということは、何
たる——でありませしよか。

わが党は重ねて申し上げたいと存じ
ます。この意味におきまして、この決
議が單なる決議にとどまつてはなりま
せん。院議をもつて国際連合に陳情さ
るべきものであります。来る十二月四
日召集されます次期通常国会には、わ
が党は、この院議を提唱したいと思
考しておりますので、この点をもつけ
加えておきたいと存じます。

なお、日本政府が一刻も早く、日本
政府の手においてなし得る一切の努力
をなされんことを切望するものであり
ます。各市町村または都道府県を通じ
ての、未復員者を持つ世帯の突進、さ
らに在外同胞よりの音信、または帰還
者によるところの情報により、その突
進の明らかなるものの責任ある発表な
ど、一日千秋の思いで待つ留守家族の
身になつてみれば、時々刻々にその調
査を報告されるべきでありますのに、幾
たびか委員会でも詰問をいたし、その

事務の完璧ならんことを要求いたして
おりましたにもかかわらず、その
報告のなく、データの無いのは、はな
はだ遺憾であります。困難事とも思え
ぬ未復員者を持つ世帯の突進調査な
ど、いまだになされぬことは、まづた
く文字通り、国民にいろくと批判さ
れつつある官僚のサポータージユを遺憾
なく露呈していると申しても、過言で
はないと思つてございませし。(拍手)

公僕としての任務を十分今後果し得
るところの官僚の御指導を、林厚生大臣
に特に要求するものであります。もち
ろん、日本政府に手の届かぬところま
で列挙して、これをむちうととするも
のでないことを申し上げておきます。

このたびの補正予算を見ましても、
十億二千四百何がしというものを削ら
れておるのでございませし。これらも
明らかに政府の不誠意を物語つてお
ると思つてございませし。帰つたところ
の人数が少かつたので、予算が不用と
なつて大蔵省に返上したと申されるで
ありませし。けれども、認識不足もは
なはだしいと、私は義憤さえ覚えるの
でございませし。試みに、いまだ帰らざ
るところの同胞、舞鶴の平の寮の突
進、第一收容病院となつておりますと
ころの舞鶴国立病院の状況、きびしい
今日の世相下に職を求めて歩くところ
の復員者の姿、また引揚者の住宅な
ど、余りましたところの予算は、石に
かじりついででもこれを握つておつ

て、これらの定着援護に向けなければ
ならないのが政府の職務であらうと私
は存するでございませし。予算に対し
まして、林厚生大臣の今後の善処を
要望いたします。

最後に、本決議案の上程を、ラジオ
で、新聞で知りましたところの、ささ
やかなる留守家族、夕げの卓にそつと
涙をふくところの老いたる母、疲れた
る妻、いたいけな子供らのあることを思
いますときに、私は婦人議員の一人と
して、感無量なるものがございませし。
どうか男子議員が大部分を占めておら
れます本国会におきまして、今後引
揚げ促進のために理解と愛情と協力を
切にこいねがうものでございませし。

(拍手)これは母の立場から、また婦人
議員の立場から、特に全国女性を代表
してお願ひする次第でございませし。

(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) ただいまの堤
君の御発言中、不穏当なお言葉があつ
たように聞いておりました。速記録を
取調べの上、適當の処置をとること
いたします。

並木芳雄君。
○並木芳雄君 ただいま上程になりま
した決議案に対しまして、民主野党
派を代表しまして、私も心からの賛意
を表明するでございませし。(拍手)
新聞の報道によりますと、引揚船の
最後の船は、本日をもつてこの冬の終

りだと言われております。政府の責任ある発表によりますと、いまだ帰らざる者數十万、われ／＼は、この間におけるギヤツプに対して、ほんとうに涙をのんで、心の中で泣いておるのでございます。幾たびか、この決議案は本会議場に上程されました。そして、今度こそは、かくのごとき決議案を再び上程しないで済むようにということが、各位から叫ばれておつたのでございます。しかるにもかかわらず、二たび、三たび、遂に五たびの冬を迎えるにあつて、いまだにかくのごとき多数の同胞が海外に残留して、なつかしの故郷に帰れぬ、このことは、われわれ今や平和的、民主的な日本の本土に暮しておる者としては、耐えられない焦慮の至りであるのでございます。

(拍手)
私は、詳しいことは前の皆さんがおつしやいましたから、ここに重ねて申しませぬ。ただ申し上げたいのは、何でもいから帰してくれ、一人残らず帰してくれ、数が少しくらい合わなくつたつて、そんなことは、あとから合せればよいじゃないか、とにかく帰してくれ、ということを経叫したいのであります。

本問題は、予算委員会においても、外務委員会、厚生委員会、あるいは引揚特別委員会においても、全国国民の総意を代表して、政府に対して熱烈に熱望をわれ／＼は加えておるのでござ

います。そしてまた政府側においても、熱心に連合軍当局の方にお願いをしておる、こういう答弁があります。また、過ぐる施政方針演説においても、吉田首相は、特にこの点に触れて、海外同胞引揚促進のために全力を盡すということを言われております。われ／＼はこれを信じたい。信じたいけれども、要は実績である。いくら文句でうまいことを言つても、実績が現われなければ、われ／＼としては、がまんができないのであります。そういう意味において、私は、現在の政府が口に出せることと、実際にやつておることと一致しておるかどうかを疑わざるを得ないのであります。

(拍手) 白たび宰相は、御殿場へ帰るとは急である、大磯に帰ることは急であるけれども、この引揚促進のためには、司令部の門を幾たびくぐつたか、われ／＼はその懇請の事態を知りたいのであります。

引揚げました方に対しまする福利増進その他の手当等につきましては、これは社会保障の通念とも一貫するところのものであります。大蔵大臣が、かつてこの議壇上で答弁をしたように、社会福祉をするために英本国の労働党がいかに参つておるかをごらんになればわかるといったような、あの無責任きわまる答弁をするような現内閣に対して、十分の手当をやれということ、われ／＼注文する方がむりか

もしないけれども、しかし戦争によつて生じた犠牲の公正なる負担をやるという見地から、現内閣に対して、われわれは健全なる野党として、心から、また力のあらん限り、それらの手当に万全を期せられんことを要望いたしました。私は本決議案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 砂間一良君。
〔砂間一良君登壇〕
○砂間一良君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、本決議案の趣旨に賛成の意を述べようとするものであります。

引揚げの問題につきまして、連合国に懇請するとか、国際連合に提訴するとか、世界の人類に訴えるとか、いろいろ御意見がありますけれども、私は、この問題の――

(拍手)
この決議案の中に、その家族はもとより、全国民の焦慮は、今や絶頂に達しておる、というような表現がしてあります。この国民を焦慮不安に陥れている問題の一つは、未引揚者の数字の問題であります。ところが、この

数字の点につきまして、私ども政府にいろいろ質問いたしますけれども、政府の答弁はまったくでたらめで、なつていないのであります。(拍手) 政府は、口にいづく／＼美辞麗句を言うておりますけれども、そのなす実際のところは、何らこの引揚促進について熱意も努力も足りない私どもは感じておるのであります。

今、三十数万の人たちが残つておるとかいうふうなことが言われておりますけれども、三十万おるか、五十万おるか、あるいは一人もおらんか、それは、終戦当時日本のわれ／＼の同胞が海外に何人おつたかというこの基本数字はつきりしなければ、今日何人残つておるかという数字も出ないわけでありまして、ところが、この基礎的数字につきまして、政府の発表がきわめてまち／＼であります。たとえば、終戦当時、海軍省の発表によりますと、七百万というのを申しております。ところが厚生省では、六百三十七万何れがという数字を発表しております。この間、七十万人からの開きがあるものであります。今日、外務省の引揚渡航課におきまして、われ／＼引揚げ委員に配付されておるところのあの資料を見ますと、この引揚げ対象基本数字なるものは六百六十一万というふうになつております。この数字は、厚生省の数字よりも二十四万多く、海軍省の数字よりも四十五万少いのでありま

す。政府の発表しておる数字は三通りもある。それがみんな違つておる。また、外務省の引揚げ基本数字にいたしましても、これが始終ぐら／＼かわつておりました。ちつとも一定しておらないのであります。こういう基礎数字によつて、今日何人海外に残つておるか、三十万人おるか、あるいは一万人おるか、あるいははもつと多いのか、少いのだか、これではいくら残つておるといつても、その根拠はつきりしないのであります。

私どもがいろいろ研究してみると、これによりますと、政府の発表しておる数字は、満州地区やソビエトの場合と、南方方面の発表の数字では、非常につきり方が違つておるような感じを受けますのであります。何となれば、南方方面はすでに引揚げが全部完了いたしました。一人も未引揚者は残つておらない、残数がゼロということになつておるのであります。そのゼロのところから、どん／＼帰つて来ておるのであります。たとえば、中国から百二十三人――これは本年四月から十月までの間でありまして、中国からも百二十三人、それから台湾から二百五十人、ハワイから八十人、香港から五人、南鮮から五百五人その他というふうな、どん／＼帰つて来ておる。ゼロのところから、何でこういう人間が帰つて来る道理がありますか。

す。政府の発表しておる数字は三通りもある。それがみんな違つておる。また、外務省の引揚げ基本数字にいたしましても、これが始終ぐら／＼かわつておりました。ちつとも一定しておらないのであります。こういう基礎数字によつて、今日何人海外に残つておるか、三十万人おるか、あるいは一万人おるか、あるいははもつと多いのか、少いのだか、これではいくら残つておるといつても、その根拠はつきりしないのであります。

私どもがいろいろ研究してみると、これによりますと、政府の発表しておる数字は、満州地区やソビエトの場合と、南方方面の発表の数字では、非常につきり方が違つておるような感じを受けますのであります。何となれば、南方方面はすでに引揚げが全部完了いたしました。一人も未引揚者は残つておらない、残数がゼロということになつておるのであります。そのゼロのところから、どん／＼帰つて来ておるのであります。たとえば、中国から百二十三人――これは本年四月から十月までの間でありまして、中国からも百二十三人、それから台湾から二百五十人、ハワイから八十人、香港から五人、南鮮から五百五人その他というふうな、どん／＼帰つて来ておる。ゼロのところから、何でこういう人間が帰つて来る道理がありますか。

す。政府の発表しておる数字は三通りもある。それがみんな違つておる。また、外務省の引揚げ基本数字にいたしましても、これが始終ぐら／＼かわつておりました。ちつとも一定しておらないのであります。こういう基礎数字によつて、今日何人海外に残つておるか、三十万人おるか、あるいは一万人おるか、あるいははもつと多いのか、少いのだか、これではいくら残つておるといつても、その根拠はつきりしないのであります。

ところが、北方の場合、(シベリアはどうした)と呼ぶ者あり(シベリア地区や、ソ連地区や、満州地区の場合には、この数字のつくり方が違つておるのであります。たとえば、一九四九年十月一日現在におきまして、ソ連地区引揚総数は百二十七万余人というこ

とになつております。ところが、一九四六年十二月、米ソ協定以後の引揚者の数は、九十八万三千余人でありまして、この間二十九万三千人というものは、つまり米ソ協定前に歸つて来ておるといふことが確認されるわけであり

ます。また今年の九月二十三日に、大連地区から、高砂丸で千二百二十七人歸つて參りました。十月三日、山澄丸で千七百三十四人歸つて来ております。

両方合せまして二千八百余人になるのであります。これは政府の発表する数字によりますと、大連地区には、もはや残留者が一人もおらないということになつております。今日残留者があ

るのは、満州地区かソ連地区だけであるが、この数字は、満州地区から歸つて来たことにはなつておりませ

ん。それで政府は、どういふ苦しい数字の操作をやつておるかといふと、この二千八百六十一人を大連地区の基本数字に加えて、同じ数字をまた差引いて、そうして残はゼロというインチキなやり方をやつておるのであります。これでは、何人引揚げて来たつて、基

本数をふやして行つて、その残数はいつも同じということにしますならば、これでは、いつまででも、たかさんの人が残つておるといふことになるのであります。

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君—砂間君…。

○砂間一良君(統) かようにないのであります…。

○議長(幣原喜重郎君) 時間が参りました。

○砂間一良君(統) 私どもは、まず第一に、政府にしっかりと責任ある基礎数字の発表を要求したいと思ひます。(発言する者あり)またそのほか

に、国民愛の運動とか何とかいろいろなことを言つておりますけれども、實際のやり方は、ちつとも愛の運動でも何でもありません。四年、五年、六年、七年も外にいて、やつと久しぶりに日本に歸つて来ますと、あの舞鶴の援護局には、大阪警察学校の生徒を三百人も動員して、そうしてみんな監視つきでやつておる。

「発言する者多し」

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君—砂間君…。

○砂間一良君(統) 十一月五日、永徳丸で歸つて来た人が十二名…。

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君—砂間君、私の注意が耳に入りますか。

○砂間一良君(統) こういうようなわけでありまして、私どもは、この引揚

げの問題につきまして、もつと政府が責任ある熱意をもつて、ほんとうに一日も早くやつてくれることを希望するわけでありまして。(拍手)

「発言する者あり」

○議長(幣原喜重郎君) ただいまの砂間君の御発言中、不穏当な言葉があつたように聞きとりました。速記録を取調べの上、適當の処置をとることとい

たします。

○河野金昇君 河野金昇君登壇

本日この会議の様子を、全国の未復員の方が聞いたら、さぞや嘆くであらうと思ひます。日本の政府、日本の国会は、満場一致でこの決議をして

くれることと期待しておつたであらうと思ひますが、ただいまの共産党の演説を聞きますと、これは賛成とは断じて思えないのであります。(拍手)まるでソビエト政府を代表しておるような演説であるのであります。(拍手、発言する者あり)私どもは、今日まで忍びに忍んで来たのであります。戦争をやめ、武器を放棄した日本人は、一日も早く祖国に歸すということが、ポツダム宣言にはつきりと明記してあるにもかかわらず、アメリカも、イギリスも、中国も、みんな歸してくれたの

に、今日まで歸らざるものは、中共とかソビエトという、共産党の親戚のようなどころばかり残つておるのであります。(拍手)「何人おるんだ」と呼び、その他発言する者あり)君たちだつて知つてるのか…。(発言する者あり)

私が引揚げの委員会の委員長をしており、全国の方々の引揚げ促進の大会なんかに行きましてときに、みなその家族の人たちが涙を浮べて、早く歸してくれと言つておるときに、一種人種の違つたような人々が、そういう会合に忍び込んで来ておつて、「おい、河野君、引揚げて来たとして職がないじやないか、引揚対策がないじやないか、それよりもソビエトにおつた方が幸福だよ」と言つて、私の演説をじやます

連中が多かつたのであります。(拍手)確かに、戦争に負けたお互い日本国民は苦しんでおります。歸つて来て、あるいは職業につけない人もあるであらう、あるいは家が焼けて、家がない人もあるであらうけれども、おそらく中共におる人でも、ソビエトにおる人でも、たとい焼野原になつておるうらうと思ふ。あるいは家族の人たちにしてみても、歸つて来たたら職がない、食へさせるものがないと思つたとて、たといわずかのものをわけて與えても、きつと歸つて来てもらいたい気持ちで一ぱいであらうと思ひます。(拍手)

今日まで、議会のあつたに、こういう決議案を満場一致でしなければならぬことは、何といつても情ないこととあります。(拍手)戦い終えて四年になつておるのに、まだこういう決議を繰返さなければならぬ私たちは、この決議案こそは、満場一致で、国会も政府も背後の国民も、ほんとうに一つとなつて、国民輿論を奮起させて、引揚げを一日も早く完了させなければならぬのであります。(拍手)引揚げて来てからの対策は、政府も国会も、おそらく引揚者を何とかしようといふことにおいては、共通の気持であらうと思ひます。私は、この決議案が満場一致とは行けないにしても、共産党のけたほかの人々は、心から賛成をしてくださることを信じます。そうして、国会と政府と国民が一体となつて、ほんとうに一日も早く引揚げが完了できるようにしたいのであります。

本決議案には、新政治協議会を代表して、満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 松谷天光君。松谷天光君登壇

○松谷天光君 私は、労働者農民党を代表いたしましたので、ただいま上程になりました本決議案に対し賛成の意を表するものでござります。(拍手) ただいま河野議員も申されておりましたように、終戦以来、本国会が開かれまするたびに、議会終末におき

ましては、必ずやこうした決議案を上程し続けて参つたのであります。まず引揚げを開始していただきたいという懇請に始まり、次いで引揚げの数を増していただきたいという趣旨になり、今日では残留者を一刻も早く全員引揚げさせていただきたいという、その一つの段階は確かにとつて参つてはおるのであります。今日、私どもの一つの大きな心配、また最も私どもの知りたいと願いますことは、また一番の悲しみは、一体われ／＼の血をわけた兄弟たちが、どこかの島に、どこかの野に、一体何人生きていてくれるであろうかという現実をつかみたいという、それ一つであります。そうして、一刻も早くこの生きておる兄弟たちがわが家にもどつてもらいたい、わが国に早く帰つて来ておると信じておるのであります。ただいま、この議場に繰りひろげられました一つの情景、この引揚げの問題に對しましても、それ／＼見解の相違はあろうかと思ひます。しかし、いずれの立場にある日本人にいたしましても、私は、その同僚を一刻も早く帰してもらいたいという熱意に、何ら欠くところ、あるいは差異のあるものはないと信じていたのであります。

私どもは、今日ここにわれ／＼に示されたところの、どうしても合わない数字、一方の通信によれば九万五千で

あり、また一方の発表によりますれば三十八万というその数字の食い違い、私どもは、これをまず徹底的に究明したいのであります。一体出て参りましたものが、どこでどれだけ死んでおるかというその発表を、まずわれ／＼は、世界人類に對しまして、国際各国に對しまして、人道上から要求をいたしましたのであります。そうして、その生きておる者たちを早く帰していただきたいというその要求へと、進めなければならぬと考える次第でございます。

なお、先ほど来各議員から申されております引揚げ援護対策につきましては、まず現政府を鞭撻いたしまして、一刻も早く完全なる措置を予算上に計上させなければならぬと考えておるやき、この十億の削減があつたというごとと自体も、私どもは、この引揚げを遅らせておるところの一つの大きな遠因になりはしなからうかという危惧を持たざるを得ないのであります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

こうした国内対策を、完全に国民一致してまず築き上げると同時に、私は、全世界に對しまして、いわゆる連合國に對しまして、この国会一九二九となり、国民一九二九となりまして——リ連または中共地区、満州地区を初めといたしまして、南方にもまだ残つておるといふのであつたらば、なお一層喜ばしい情報であります。もう一度、全世界におるところの日本人を、ひとつ出してもら

いたいという再請願を、われ／＼は強く要求すべきであると考えてるのであります。(拍手)一刻も早くわれ／＼の兄弟の戸籍を追究したのであります。生死を確かめたのであります。そうして、一刻も早く、世界人道の上から、日本人を一人残らず帰して下さることを、世界平和へのまず第一歩のきざしであるということ、われ／＼は絶叫したのであります。

なお今日、私どもは早く講和を結びたい。しかも私たちは、全面的講和を望んでおるものではありませんが、これにおきましても、ソ連地区、中共地区の同僚を、一刻も早く全員引揚げさせていただくことによりまして、全面的講和こそが、世界平和への一つの出発であるという、その確信を強調することのできるものであると考えておるのでございます。

私は、労働者農民党を代表いたしましたも早くこの決議案が実施されることを心から要望しながら、賛成の意を表すものでございます。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

議員砂問一良君を懲罰委員会に付するの動議(権熊三郎君提出)

○副議長(若本信行君) 権熊三郎君より、成規の賛成を得て、議員砂問一良君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。

提出者権熊三郎君

(権熊三郎君登壇)

○権熊三郎君 在外同胞引揚げの問題は、ひとりその家族の方々の希望のみではございません。故国に残る全国民の、終戦以来絶えざる念願であつたのでございます。しかるに、その後帰らざるもの、今日に及んでも非常な数に達しておるといふこと、ございまして、家族のもの、親戚のもの等は、そのため日夜心事を悩ましておることは、申し上げるまでもございせん。従いまして、去る第五国会におきましても、また今日のこの上程されました決議案におきましても、同一の趣旨におきまして、一日も早く同胞の方々が一切引揚げてもらいたいという国民の熱願が凝り固まつて、満場一致の決議案が出たのであると、私は確信いたします。しかるに、この決議案の賛成の意見中に、共産党を代表する砂問君の演説を拜聴いたしますと、その内容は、引揚げ促進に賛成しておるとは私どもは受取れない。(その通り「拍手」むしろ、反対の意見を述べておるようであります。

思うに、共産党の戦術は常にしかりです。彼らは、このような引揚げ促進の決議案に、表面切つて反対することはできないでしよう。しかしながら、心の中ではむしろ反対なのであります。よつて、(発言する者あり、拍手)これが現実に現れておる。

全国から集まりましたる遺族の關係者の代表者が、ソビエトの大使館に多数行きました、代表者に面会を求めたときに、何と言つておる。多数の人たちは、あの門前に一晝夜をすわり明して面会を求めておる。しかるに彼らは、多数をもつて面会を強要することは反ソ的であるからということ、面会を許さなかつたという。(彼らとはだれだ)と呼ぶ者あり)しかるに共産党は、組合運動などをやる場合に、いつでも多数をもつて強要しておる事実を何と見る。(彼らとはだれだ)と呼び、その他発言する者あり)私の言う彼らとは、共産主義一味の者——のことを言うのであります。(拍手)

諸君、彼らは、この神聖なる議政壇上を利用して、なお同胞引揚げ促進の決議案に賛成するかのとき態度を装うて、事実は日本政府の責任を追究したり、そうして腹の中ではこれに反対するといふ事実が、ここに明らかに表明せられておる。(拍手)かくのごとき状態は、神聖なる本会議場における同僚の行動として、断じて黙視すること

はできません。「何を言うか」と呼ぶ者あり)ただちに懲罰委員会に付して、相当なる懲罰に処すべきであると私は信じます。(拍手)

諸君、共産党員の国会内部における行動は、ひとりこのことのみではない。常に彼らは一体、共産主義者は、議会主義者ではないのです。「その通り」拍手)民主主義ではないのです。しかしながら、彼らの宣伝と、彼らの暴力革命への前提として、国会を利用しておるといふことだけは、この二、三年來明らかになつておる。(拍手)ソビエト政府の状態を見ても、レーニンやスターリンの言つておる言葉を聞きましても、彼らは議会主義者では断じてない。専制主義者なのです。少致の者をもつて多数に強圧を加える専制主義の政治のやり方が共産党の政治のやり方であることは明らかであると思ふ。

われ／＼は、日本の民主化のために、かくのごとき者どもが議会に跋扈するなどという事は、日本の前途のために嘆かわしい。(拍手)彼らは、議会の行動において、あるいは運営委員会の行動において、常に戦術、戦術、虚偽、欺瞞、あらゆる術策を弄して、この国会を彼らの宣伝の具に供せんとする日ごろの行動は、まさに天人ともに許さざるところであると私は思ふ。(拍手)

この際私は、不穏当なる言辭を弄して、全國民衆の同胞引揚げの決議案

に対して一つの汚点を残したる砂間君の行動は、ただちに懲罰委員会に付して懲罰に処せよとの動議を提出する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) いただいた椎熊君の発言中不穏当の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當の処置をとることといたします。

懲罰事犯ありと告げられたる議員より、弁明の申出があります。これを許します。砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 たいま椎熊君より私に対する懲罰動議が提出されておりますと、共産党は提案の趣旨に賛成であるかのごとく装うて、事実においては反対しておると言つておる。こういう、突に陰險な、人をねじ曲げた、そういう曲解をいたしまして、そうして共産党をあえてしようとしておるのであります。その心事やきわめて陋劣であります。

私は、さつきの決議案の趣旨に賛成する場合におきましても、最初からこの決議案の趣旨には賛成であるということを通じておるのであります。そしてまた、その採決の際におきましても、共産党は一致して賛成しておる。そして、議長が異議はないかと言えば、一人も異議はなかつたのであります。また、引揚げの委員会や、あるいはその他これまでの日常の共産党の活動を見ましても、引揚げの問題につきまして、最も熱心に、最も積極的の聞つて来ておるのが共産党であります。去る五月六日、日本共産党は、徳田書記長の名前をもつて、ソビエトの共産党の中央委員会に對しまして、特にこの引揚げについてのメッセージを送つておるのであります。私が、さつき引揚げの点につきまして、数字の点を言つたのであります。この数字の点が、ちつともはつきりしておらない。これをはつきりさせなければ、國民の焦慮が絶頂に達しておると言つても、その絶頂に達しておる國民を安心させることはできないのであります。従つて政府は、この数字をますますつきりさせるために努力しろと言つたことが、それが何でいけなないのであるか。諸君のように、ソビエト大使館の前でデモをやつたり、そうして、連合國の一員であるところの大使館の人たちをさして彼らというやうな、そういう椎熊君の言動が、それが引揚げを遅らしておるのである。共産党を除くこの議場の空氣、諸君のやうなそういう反ソ、反共的の考えを持つておるからして引揚げが遅れておる。引揚げの最大の原因は、そこにあるのじやないか。共産党のやうな、こういうまじめな態度で、そうして、どこの国とも對等に、平等なつき合ひをやつて行く。特にこの引揚げ問題を政治的なかけひきの道具にするやうな、そういうやり

方をやめて、冷静に、どこの国とも對等にやつて行くというやうな、そういう立場をとつて、引揚げ問題から政治的かけひきを抜いてやつて行つて、初めてこの引揚げ問題が円満に解決されるのであります。

懲罰など言つて、どこを懲罰するか、ちやんちやらおかし。どこに理由があるか。私は、引揚げの問題につきまして、口で言うことと、實際に行つていふことと、言行一致してゐるのは共産党だけであると思つておるくらいであります。(拍手)諸君のやうな、そういう態度を改めない限りは、この引揚げの問題は、決して完全にならなく行かないといふことを断言いたしまして、私自身の上の弁明にかえる次第であります。(拍手)

○淺沼稻次郎君 この際休憩の動議を提出したいと思ひます。

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静肅に願ひます。

○淺沼稻次郎君(続) 砂間君の発言について、椎熊君より、引揚げ促進についての汚点を残すものであるからという意味合いにおきまして懲罰動議が提出されたのであります。しかし、私ども議席にありまして砂間君の演説を伺つておつたのであります。議長が議場の整理力の欠如によりまして……(発言する者多し、議場騒然、聴取不能)従ひまして、発言のどこが懲罰に該当するかということをはつきりさして、なおかつ懲罰のごとき、議員の職權に對して制限を加えるの行動というものは、峻厳に、嚴肅に行われなければならぬのであります。(拍手)これを取上げまして、ただちに懲罰に付すということは議員の職權の制限に對する行為としましては慎重を欠くものであります。社会党といつたしましては、速記録を調査するほか、懲罰に對しまして各党の態度を決定するまでに、さらに時間を要しますので、これらの問題につきまして、少くとも各党がその態度の決定ができるまでの間、暫時休憩せられんことを願ひします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 淺沼君提出の動議を採決いたします。淺沼君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立少致。よつて淺沼君の動議は否決せられました。(拍手)

懲罰の動議は討論を用いずして採決をいたすことになつております。よつて、ただちに採決いたします。椎熊三郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

言する者多し、議場騒然、聴取不能)従ひまして、発言のどこが懲罰に該当するかということをはつきりさして、なおかつ懲罰のごとき、議員の職權に對して制限を加えるの行動というものは、峻厳に、嚴肅に行われなければならぬのであります。(拍手)これを取上げまして、ただちに懲罰に付すということは議員の職權の制限に對する行為としましては慎重を欠くものであります。社会党といつたしましては、速記録を調査するほか、懲罰に對しまして各党の態度を決定するまでに、さらに時間を要しますので、これらの問題につきまして、少くとも各党がその態度の決定ができるまでの間、暫時休憩せられんことを願ひします。(拍手)

議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議(野坂参三君外四名提出)

○副議長(岩本信行君) 野坂参三君外四名より、成規の賛成を得て、議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者春日正一君。

〔春日正一君登壇〕

○春日正一君 引揚げの重大な決議案の審議にあつて、こういう議案を提出するということは、非常に遺憾なことでありませうけれども、たゞいま椎熊三郎君が砂間議員の懲罰の趣旨弁明をしている言葉の中に、引揚げを求める人たちが、ソビエト代表部の門前に行つて、二十四時間夜を明かした。そうしたら、彼らが、こういう行為に対しては会わぬと言つて、断つたというやうな非難をしておりますけれども、その彼らというのはい体何であるか。明らかにソビエト代表部を指していることはいふまでもない。これは連合国の一員に対する重大なる誹謗であると思ふ。

労働者諸君がデモをやるとか何とかいう場合に、常に暴力行為と非難しておられるのは諸君だと思ふ。それが、こうした行為を外国の代表部にかけておいて、しかもその代表部を非難するといふやうなことは、おそらく国際的

にいつても非常に大きな問題になると思ふ。(拍手)そうして、こういうこと引揚げを遅らせる大きな要因になっている。連合国全体の手による引揚げというやうな問題において、一方の連合国に対する、こうした一方的な非難が、突際において引揚げにいろいろの不円滑な点をもたらすということを、十分考へなければならぬと思ふ。

従つて、この議場において、連合国の有力な一員に対してなしたこの無礼な言辭に対して、わが国会は、国際的な關係を考へて、当然この椎熊君を懲罰に付し、その責任を明らかにすべきであると思ふのであります。これが懲罰動議提出の趣旨であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 懲罰事犯ありと告げられたる議員より弁明の申出があります。これを許します。椎熊三郎君。

〔引揚げを妨害しているのは諸君だ「やかましい」と呼び、その他発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静肅に願います。

〔椎熊三郎君登壇〕
○椎熊三郎君 諸君、この議場の光景を目撃する人々は、私がたゞいまの発言に對して一身上の弁明をする必要がないことは明白な事実だろと思ひますけれども、事いやくも私の一身上に關することですから、この際弁明を許していただきたい。

諸君、ソビエト大使館に全国の引揚げの代表者が行つて、陳情のため面会したいといふことを申し込んだ際に、これを拒絶せられた。しかも、二十四時間の長きにわたつて門前に待ち受けたというこの事実、そうして、この人たちは泣いて国に帰つたのです。諸君は日本人として、この心境をどう思ふ。

われ／＼日本人としては、これは耐えられない事実でございます。(拍手) 私は、共産主義者の一部の人々、ことに国会におけるこれらの人々は、少くとも国会議員たるの標度を持して、国会におきましては日本人らしい態度をとつてもらいたい。しかるに——の行動は、常に日本人なのかソビエト人なのかわからぬやうな行動をとつていた。従つて、——共産黨員といふものは、日本の憲政をほんとうに発達せしめるために国会に議席を持つてゐるのではなく、——最後の理想たる人民政府樹立のための暴力革命遂行の前提條件としてやつて來てゐる。(拍手)この事実が、あるいは三鷹事件であるとか、人民電車であるとか、汽車の転覆であるとかいふことになり、ことごとくこれに共産黨員が關係してゐる。

この際私は、私の発言に對して社会党からも発言がありましたから、一言いたします。社会党は、鈴木茂三郎君の声明によつて、今春以來共産党とは明確なる一線を画しておると言つた。私は、それを日本のよき政党の発展のために喜びます。しかし、先般の演説でも私は言つた、社会党の言う共産党と一線が、私の目から見れば不連続線だ。(拍手)ほんとうの一線を画してゐない。それでですから、とき／＼何かの問題が起ると、共産党なのか、社会党なのかわからぬやうな行動をとる。(拍手)これでは、われ／＼せつ／＼野党連合などといつてやつて参りました。今後はよほど警戒しなければならぬと思ふ。(拍手)われ／＼は、この神聖なる日本の議會が、共産主義者の宣伝の舞台などに使われることを、議會のために汚らわしいと思ふのである。(拍手)

今日考へてみますると、四名ぐらゐの代議士が一躍三十五、六名になつた。衆議院にもおる。これには、みんな共産党の秘書がついておる。今日、日本の国会の中には、毎日大よそ百名以上の尖鋭分子たる共産主義者が——闊歩しておるといふ事実を、諸君は見のがしてはならないのであります。(拍手)私は、あえて感情的にこのことを言うのではない。わが日本の再建、復興は、共産主義的行動によつて再建せらるるとは、断じて信じがたいのであります。(拍手)よつて私どもは、この共産主義者——宣伝に乗じられずして、冷靜なる理知判断のもと、日本民主化のために、國民はこう

うことにしなければならぬ。(拍手) 幸か不幸か、本日砂間君のごときは遂に馬脚を現わして、(拍手)共産党らしき態度を示すに至つた。これは懲罰委員会において專断を明確にし、一人でも半人でも共産党を議會からおつぱらうという方向に進まなければいかぬのだと思ふ。(拍手)私どもは、共産党と違ひまして暴力主義者じやございませぬから——は、最後は暴力なんによつて、正しき世論の批判の前においてのみ、このことを決定することができると思ふのであります。(拍手、発言する者多し)

諸君、私のなしましたる懲罰動議の趣旨弁明の中に不穩当の箇所ありやいなやは、諸君の御判断に訴へる以外にございませぬ。(拍手)しかし私は、日本民主化のために共産主義者らのこの陰謀的行動を黙過しては相ならぬという衷心の至誠からこのことを申し上げてゐるのでございまして(拍手、発言する者多し)願わくば、終戦以來日本民主化のために精進せられたる諸君の嚴正公平なる御判断に訴へたいと思ふのであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) たゞいまの椎熊君の御発言中不穩當な言辭があれは、速記録を取調べの上、適當な処置をとることといたします。
懲罰動議は討論を用いずして採決をいたしましたのであります。よつて、ただちに採決いたします。野坂君外四名の動

議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立少数。よつて本動議は否決されました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 先刻議決せられた決議案に対し、この際厚生大臣及び外務政務次官より発言を求められております。これを許します。厚生大臣林讓治君。

〔國務大臣林讓治君登壇〕

○國務大臣(林讓治君) 在外同胞の引揚げ促進につきましては、本院におきまして幾たびか決議をいたされ、政府もその御決議の趣旨に沿うがごとく、関係国の了解と御盡力とを願つて参つたものであります。しかしながら、なお海外に残留するを余儀なくされておる相当の同胞がある今日、申すまでもなく政府といたしましては、さらに一段の努力をいたして参りたい覚悟でおるのでございます。

なお在外在留者等の調査につきましては、従来から極力その進捗をはかつて参つておるのであります。が、すみやかに完成の域に達するように、今後とも努力を続けて参りたいと考えておる次第であります。

留守家族等の援護につきましては、その一部として、本会期中、諸君のお力添えによりまして、二回にわたり、未復員者給與法、特別未帰還者給與法の改正が行われ、諸給與の改善により

まして、長年の御心労に報いるの一端を果し得る様に相なつたのであります。が、もちろんこれのみをもつて満足をしたすべきものではなく、その援護は、特に各種の方面から今後徹底をはかつて参りたいと考えておるわけであり。さう御了承をお願いいたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 外務政務次官川村松助君。

〔外務大臣を出せ〕と呼び、その他発言する者多し。〕

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

いたしてございまして、すでに先般、政府といたしましても、この同胞を五度酷寒のかの地に年を越させたくないという考え方から、一日もすみやかに帰還の出来るように、あるいは司令部にそのあつせん方を懇請したのであります。これに對しまして、司令部よりは、引揚げに對しては万全の手配を盡しておる旨があるのであります。今後進に關する限り最善の努力とまことを盡しまして、必ずその実をあげる決意であります。以上。(拍手)

第二 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

○副議長(岩本信行君) 日程第二、図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告を求めます。図書館運営委員長早稲田柳右エ門君。

〔早稲田柳右エ門君登壇〕

○早稲田柳右エ門君 国立国会図書館法第十一條の規定により、今日までの図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る十一月九日、十七日、十九日、二十四日と四回にわたり委員会を開きまして、まず国立国会図書館の運営の経過について図書館長より報告を聴取いたしました。次いで国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案及び国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程について審査を行いました。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案につきましては、これは各省設置法の施行に伴ひまして、各支部図書館の名称の変更及び一部の分割を必要とするに至つたこと、第二に、このたび新たに上野にある日本学術會議の図書室を支部図書館に加えるための改正でございまして、委員会は

この規程案を承認いたしました。次いで国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程であります。これは第五国会中に行われました図書館法改正の結果、当然実施されるべき図書納入のための細部規定でありまして、委員会は本規程に事後承認を與へることに決しました。

次に、国立国会図書館のその後の経過及び近況について御報告並びに御紹介いたしたいと存じます。

まず第一に、ただいま申し上げました納本制度の確立によりまして、新しい書物がほとんど完全に近い程度に入つて来るようになりました。国会図書館の業務はその一步を進めたとはい得るのであります。九月末の現状では、図書、パンフレット類約三十六万冊に達し、雑誌類約三千六百種ほどに相なつております。この納入制度によりまして、新刊の書物は漸次順調に増加しつつあります。

次に国立国会図書館の活動につきましては、第一には国会に對する奉仕、第二には行政、司法各部門に對する奉仕、第三には一般國民に對する奉仕でありまして、そのほか外国との間の圖書の交換が行われております。

まず国会に對する奉仕について申し上げますと、本年九月に、旧參謀本部焼跡に図書館の三宅坂分室が建てられました。主として調査立法の仕事はここで行われております。各委員会や議員の要求に應じ、各種の調査及び立法審査の仕事に當つております。ちなみに、本年度四月より九月までの間に、この調査奉仕の件数は、百十六件に及んでおります。また国会内に図書館の分館が設けられていることは御承知の通りであります。議員各位の直接御利用を願ひまして、逐次新刊の書物が補充せられつつあります。

さらに行政、司法の各部門に對する奉仕につきましては、これはそれら各支部図書館を通じて間接に行つてい

るわけでありまして、図書館運営委員会より提案提出いたしましたところの支部図書館及びその職員に關しての法律が本年六月より施行されまして、一応の人員も正式に配置せられ、逐次その基礎を固めて参つておるのであります。

次に一般國民への奉仕につきましては、これは閱覽希望者の増加にもかかわらず、場所や設備の關係並びに書物

や職員との関係で、残念ながらもまだ十分とは申されません。

最後に、外国との図書交換について申し上げたいと存じます。近ごろ一般に外国から書物を送付せらるる数が非常に多くなつて参りましたことは、深く感謝する次第でありまして、アメリカにおける公の刊行物の大部分が送られて来ております。これに對しましては、こちらも、官庁の出版物をアメリカへ送つて答禮にかえておる次第であります。そのほか、司令部の御好意によりまして、アメリカの日刊新聞三十種が現在備えつけられております。最近ユネスコ本部からの連絡もありまして、その方面の書物の寄贈、交換も行われるような機運になつて参りました。またロックフェラー財団から、アメリカを中心とする文学書類のすぐれたコレクション五百冊ほどが贈與されまして、この方面の国際的文化交流の事は、きわめて順調に進んで参つておると言ひ得るのでございます。

国立国会図書館の経過及び最近の状況は以上のごとくであります。二十四年度の図書館予算は僅々一億円であります。これは図書館運営の完璧を期することはおろか、現状の維持すら危ぶまれているような次第であります。図書館運営委員会としましては、本年当初予算の計上にあたり、すみやかに図書館予算の増額措置を講ぜられたい旨を、図書館法の規定に基きまし

て、議長を通じ強く政府に勧告したのであります。政府においては、財政窮迫のゆえをもつて、何らこれに對し処置することなく、僅少の予算をもつてその運営に當らざるを得ない状態に置かれております。いまさら申し上げるまでもございせんが、わが国立国会図書館は、文化国家建設のための重要な機関であることを、国会も政府も国民も十分に御認識をいただきまして、願わくば来年度予算の審議にあたりましては特別の御考慮を望む次第であります。また図書館側に対しても、国会及び政府との連繫を一段と緊密にせられ、図書館奉仕に万全を期せられるよう強く要請する次第であります。

要するに、わが国立国会図書館は、いまだに創業の初期にありまして、真理がわれらに自由にする——真理がわれらに自由にするというこの確信のもとに、日本の民主化と世界平和に寄與することがそも／＼国立国会図書館設立の使命でありまして、アメリカを初め先進諸国のごとく、急速にその機能を整備し、図書館の使命を十分に果し得る日は、いまだ遠いのであります。立法府たる国会の活動に即応した機能を發揮し、議員立法のために十分活用される域に達する日も、いまだに遠い感じがいたします。しかしながら、この点は議員諸賢の深き御理解と積極的な御援助、御活用を特に御願ひ申し上げます。私の報告を終ります。(拍手)

人事官彈劾訴追手続規程案(議院運営委員長提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、人事官彈劾訴追手続規程案は……

〔定足数が足らぬじやないか〕と呼び、その他発言する者多し

○副議長(岩本信行君) 御静肅に願います。

○今村忠助君(続) 委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

人事官彈劾訴追手続規程案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大村清一君。

人事官彈劾訴追手続規程案(訴追案の發議)

第一條 議員が人事官彈劾の訴追を發議しようとするときは、当該人事官の官職、氏名及び訴追の事由を記載した書面(以下これを訴追案という。)をその属する議院の議長に提出しなければならない。

2 証拠書類がある場合には、訴追案にその写を添附しなければならない。

第二條 人事委員会は、人事官彈劾の訴追の發議をすることができ

る。

2 前項の場合においては、委員長をもつて發議者とする。

(訴追案の配付及び予備審査のための送付)

第三條 議長は、訴追案を印刷して各議員に配付するとともに、予備審査のため他の議院に送付する。

(訴追案の付託)

第四條 訴追案は、議長が人事委員会に付託する。

(合同審査会の必要)

第五條 人事委員会は、訴追案について、他の議院の人事委員会と合同審査会を開かなければならない。

(訴追状の提出及び人事官への送付)

第六條 人事官彈劾の訴追について、両議院の議決が一致したときは、衆議院議長は、訴追状を最高裁判所に提出するとともに、その写を訴追にかかると人事官に送付する。

(大村清一君登壇)

大村清一君 ただいま議題となりました人事官彈劾訴追手続規程案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この規程案は、このたび成立いたしました人事官彈劾の訴追に関する法律第六條の規定に基きまして、訴追の手続に関する特別の規定を定めたものであります。

その内容といたしますところは、まず訴追の發議は、訴追案をその属する議長に提出する、また人事委員会もその發議を行うことができることといたしました。

次に訴追案は、予備審査のため他の議院に送付するとともに、人事委員会に付託され、その審議に慎重を期するため、必ず他の院の人事委員会と合同審査会を開かなければならないものといたしました。

最後に訴追については、両議院の議決が一致したときは、衆議院議長から訴追状を最高裁判所に提出するとともに、その写しを、訴追にかかると人事官に送付すべきものとしたのであります。

本案につきましては、事前に議院運営委員会におきまして十分なる検討を加えて来たものでありまして、何とぞ御賛同あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後五時三十七分閉議

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、油糧配給公団法の一部を改正する法律案及び肥料配給公団令の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

油糧配給公団法の一部を改正する法律案、肥料配給公団令の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

農林委員理事薬師神岩太郎君。

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法(昭和二十二年法律第二百三三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「十五億一千萬元」を「二十五億二千六百萬円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

肥料配給公団令の一部を改正する法律案

肥料配給公団令の一部を改正する法律案

肥料配給公団令(昭和二十二年勅令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「五千萬元」を「十三億二千八百萬円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○薬師神岩太郎君 たいま議題と相なりました。内閣提出、油糧配給公団法

の一部を改正する法律案並びに肥料配給公団令の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、油糧配給公団法の一部を改正する法律案の内容を説明いたします。

本案は、同公団の基本金を、現在の十五億一千萬元から二十五億二千六百萬円に増額しようというのであります。

油糧公団の油脂並びに油脂原料の売買数量及び金額は近年逐次増加し、本年度末におきます資産勘定は約二十五億に達する見込みであります。これに要する資金は、従来預金部資金等よりの借入金に依存していたのであります。しかるに、本年度補正予算の編成にあつて、かような資産見合いの運転資金は一般会計より支出する方針が確定し、それに要する予算上の措置がとられましたので、あわせて法律を改正することと相なつたのであります。

本改正法律案は、十二月一日、農林委員会に付託と相なりましたので、ただちに政府より提案の理由を聞き、引き続き質疑を行いましたところ、民主自由党山村委員、社会党足鹿委員より、国内産重要油脂原料たる菜種の供出制度、価格政策等に関して質問が行われました。これに対して、麦の超過供出分に対して菜種との代替供出を認め、増産に資したい旨の答弁がありました。

次に、肥料配給公団令の一部を改正する法律案について説明いたします。

本案は、同公団の基本金を、現在の五千萬元から十三億二千八百萬円に引上げようというのであります。この基本金の増額も、油糧公団の場合と同じく、資産見合いの運転資金は一般会計の支出による原則に従つたものであります。金額の算定基礎は、肥料配給公団の年間取扱い金額約四百六十億円のうち、ランニング・ストック期間を平均二十六日と押えて算出したものであります。改正法律案は、先に述べました油糧配給公団法の一部を改正する法律案とともに、十二月一日委員会に付託せられましたので、一括して議題に供しましたところ、民主自由党河野委員、新政治協議会小平委員、共産党竹村、深澤両委員より、それら公団統制の存廃、経理、肥料値上げ等の問題について質疑が行われましたが、会期も切迫し、予算手続も終つた今日まで法律案の提出を怠つたことにつきましては、多数の委員より遺憾の意を表明せられたのであります。これら重要問題は別途に小委員会において審議することとし、この際質疑を打切ることに決し、本日両案を一括して討論に移すことと相なり、民主自由党を代表して野原委員は、今般の措置は健全財政の堅持上当然とらるべき処置であるとして賛成意見を述べられました。これに対して、社会党石井委員、共産党竹村委員、新政治協議会小平委員、また民主自由党派を代表して小林委員よりそれぞれ反対意見が述べられましたが、その意見を要約いたしますと、第一点としては、補正予算が両院を通過した現在、急遽本案の上程を見ましたことは、はなはだ誠意を欠いたものであること、第二点としては、公団の存続期間は明年三月三十一日限りとなつており、公団のあり方並びにその存廃に關し根本的再検討をなすべき段階にあるをもつて、運転資金は借入金をもつてまかなうことが至当であることの二点であります。

次いで採決を行いましたところ、多数をもつて、両改正法律案はこれを政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡單であります。御報告いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。石井繁丸君。

〔石井繁丸君登壇〕

○石井繁丸君 たいま上程されました両法案に対しまして、日本社会党を代表し反対の討論をいたすものであります。

たいま委員長代理が述べたごとくに、本法案は、昨日の午後の四時に農林委員会に上程されたのであります。公報等にも出されず、午後の四時に突如上程いたされまして、会期切迫の

折柄、急いで審議をしてもよいというところになり、本日におきましてその質疑を終り、そうして、この二日において討論をし、急遽本会議に上程されるというふうな段階になつたのであります。この点からしまして、われわれは、先ほど委員長報告にもありましたごとく、これは国会の審議権を無視するものである、許しがたいものであると、断固その点からも反対をいたしましたのであります。

この法案の内容は、委員長が報告をいたしたごとく、肥料配給公団の基金を五千万円より三十三億二千八百万円に改め、油糧公団の基金を十五億一千万円より二十五億二千六百万円に改め、都合両公団合せ四十二億九千四百万円の増額をいたすものであります。かような大金が、国民の血の出るような税金の中から、世間にいろ／＼と疑惑の目をもつて見られておるところの油糧、肥料両公団の基金として織り込まれるという法案でありますから、決して簡單なる法案でないであります。その審議のためには相當に時日を費し、十分に公団の内容を検討した上でなければ結論は下せないというところは、民自党各位も異口同音に述べた点であります。提案の遅れた関係上、皆様のボックスの中にも、本法案はまだ入つておらないのであります。また重要法案は、去る三十日におきまして、ほとんど審議を盡され、そうし

てこの期間は、社会党等の主張した会期延長の期間でありまして、もはやこの期間におきましては、衆議院には重要法案はほとんど残つておらないと、だれもが考えておつた。かようなときにおきまして、突如としてかような法案が委員会に付託せられ、本会議に上程せられるというところは、何人といえども意見なきを得ないのであります。(拍手)

本法案の予算措置は、ただいま委員長が述べました通り、これは今回の予算において、ついでおつたのでありますから、この予算の措置がついたと一緒には、この法案を農林委員会に付託しなければならぬということ、農林省事務当局もよく知つておる問題であります。つまり、この法案を会期切迫の昨日出したということ、薪炭問題あるいは食糧問題等、農林委員会の強烈なる野党の追撃を恐れたところの農林省官僚群が、これを輜晦せんとし、国会の審議権を無視して、かような案に出たということ、一言も弁解の余地はないと断言し得るものであります。(拍手)これは、まことに国会として看過すべからざるどころの処置でありまして、興党、野党を通じ、国会の審議権を無視するこの態度に対しては、断固反対せざるを得ないのであります。(拍手)

今回と同じように会期切迫いたして提出せられたので、農林委員長初め、われわれ委員におきましても、かようなことは国会の審議権を無視するものであり、今後十分に警戒をするようにと嚴重なる警告を行いました。かかわらず、またかような処置をとつたということは、はなはだ遺憾でありまして、まことにわれわれは、国会の審議権尊重の立場より、この点を糾明せざるを得なかつたのであります。

特に、この法案の提案理由に至りましては、ただかように述べてあるだけであります。「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」重ねて申しますが、この法案の提案の理由には、「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある」というだけであり、出する理由である。「というだけであり、かような提案理由というものは、われわれは、いまだ見たことがないものであります。つまり、この法案の提案理由は、道楽むすこが親に向つて、金がいるから、おやじ出せ、というやうな問題で、まことに言語道断なる提案理由の説明であると言わざるを得ないのであります。これは、吉田内閣が国会を軽視しておるのか、または事務官僚が吉田内閣を軽視しておるのか、いずれかの一つでありまして、国会としましては、その權威にかけ、その真相を究明しまして、審議権確立のために断

固たる態度をとらなければならぬのであります。

第二点としまして、農林五公団に對しましては、前国会より、その改廃につき論議されまして、食糧、飼料を合せて食糧公団とし、食料品と油糧を合せて食品公団として、肥料をそのままにしまして、五公団を三公団にするというやうな問題に相當の検討が加えられまして、公団再出発の問題が一応論議されておつたのであります。しかるに、選挙等におきましては、公団制度改廃等、いろ／＼と方策、施策を持つたごとくに申したところの吉田内閣並びに民自党におきましても、政権をとりましたあと、何ら定見なく、何ら法案に對するところの根本的對策なくして、荏苒今日に及んでおるので、われわれは、その無定見に驚くほかないのであります。

その公団の存続期間は、御承知の通り、一応二十五年三月末日までとなつておりまして、公団関係者は常に不安の立場に立つておるのであります。その運命が、法律の規定上、来年の三月三十一日までと規定せられておりました、かような関係上、日本におきましては、御承知の通り、さつまいも、あるいはばいしよが統制撤廃になりまして、らつかせい、あるいはごま等の作付転換等がなされ、國際的の油の輸入関係等いろ／＼な問題が発生するので、公団の問題については、肥料にしまし

ても、あるいは油糧等にしましても、根本的な改訂を加えなければならぬという段階に来ておるのであります。

かような関係上、政府におきましては、すべからず公団問題の本質につきまして正しい方策を立て、従事員の立場を安定し、国民の公団に對する疑惑等を一掃する責任があるのであります。基金の増加あるいはその他の問題は、これらの処置が解決をいたしてからでよろしいのであります。何を好んで会期切迫した今日、急遽上程して、これが審議の必要があるか、疑われるのであります。われわれは、政府に對しまして、これが撤回を要求いたしたいと考へざるを得ないのであります。(拍手)

ただいま委員長代理は、公団の基金は一般会計から支出し、通貨の縮小をはかり、そうして潜在的悪性インフレを根絶するために必要である、つまりドツジ・ラインでありインフエントリー・ファイナンスというやうな立場から、かようにするのが、しこくもつともであり、あたりまえであるというやうな形を述べておるのであります。ぐあいの悪いときには、みな関係方面の指示があるからというやうなことを述べまして、ぐあいのいいときには吉田内閣の手柄にしよう、かような態度が常にとられておることを遺憾千万に思うのであります。(拍手)われわれは、これは卑怯千万のやり口であると

言わざるを得ないのであります。

もはや、法規上三月までの存続期間と西公団はきまつておるのでありますから、一応四十三億円を一般会計から

基金に繰入れることなくして、預金部資金等を使用して運転をいたして行くのが当然であるという事は、あらゆる企業の経営、あるいはその他の流動資本を使う場合におけるところの企業の根本体系であります。失業者が町

にあふるる今日、わずかに十七億円の金を支出して失業対策に充て、あるいは減税と称しまして、自然増収の陰に隠れて苛酷なる徴税をいたしておる。そうして、その金を何ゆえにかような

公団に繰入れるか。公共事業費あるいは失業救済費等に充当して実質的な減税に充てるといふことが、国民の要求するところであり、また民自党も同じく要求しておるところであらうと考

えるのであります。
われ／＼は、なぜかようなことを申すかと言いますと、預金部からの借入金でありますれば、比較的その金について預金部特別会計の監視等もありませんから、大事に金を使うのであります。しかるに、一たび基金に繰入れられまするや、日本の国民は、公団の金あるいは公金等に対しては、非常にルーズな考えを持ちますから、今回入りま

した基金四十三億円等も、公団の経営上、その存続期間が短かいというようになことに藉口されまして、あるいは新

炭特別会計の二の舞を踏み、国民に多くの犠牲と負担をかけるのではないかと

いうことをおそれておるものであります。

かような立場からしまして、われわれは、一、国会の審議権を無視したところの提案であり、国会全体がこの

点について反対をしなければならぬ。第二点として、公団制度については根本的改訂を加うべき段階である。この段階において、いたずらに基

金をふやすという事は正しい措置ではない。最後として、ドッジ・ラインの線に隠れまして、公団経理等について正しい予算の方針を組まないという事は、国民に対して、はなはだ相済まない措置であるという、この根本的三理由に基いて、本法案につきまして反対の討論をいたすものであります。

○議長(幣原喜重郎君) 大森玉木君。

〔大森玉木君登壇〕

○大森玉木君 私は、民主野党派を代表いたしましたして、今度提案になりました肥料配給公団令の一部を改正する法律案並びに油糧配給公団法の一部を改正する法律案に対して、反対の意見を申し上げたいと存じます。

私は、簡単に二、三点を申し上げまして、反対の理由を申し述べたいと存じます。
肥料配給公団につきましては、くどくどしく申し上げる必要はありません。

ん。昨日提案になつたものでありますので、これは調査をいたさなければなりません。しかしながら、この調査期間を與えられないということは、はなはだ遺憾に思つておられます。

その調査期間を與えられない理由はどこにあるか、本日農林委員会で調査をいたしましたのであります。名古屋の公団支部長は陸田という人でありま

す。また大阪の公団の支部長は北林という人でありま。門司の公団の支部長代理金ヶ井という人、この三人を調査いたしましたのであります。そういうしますと、驚くべき事実が公団に存在

しておる。(二)どつちの公団だと呼ぶ者あり)よくお聞きください。それは肥料公団です。
それはいかなる問題であるかと申しますと、五億六千一百万円というものは、帳簿にもどこにもない。しかしながら、これを載せてくれということをお願いだ。そこで、それはだれから頼んだということまでは、まだ追求はい

たしておりませんが、かくのごとき問題が名古屋、大阪、門司において行われておるのであります。これは本日支部長の証言によつて、はつきりしておるのでありますから、これらの内容等に対して、よく調査をいたさなければならぬのであります。しかしながら、大体予算は通つておるようでありまするが、この法律案が通過いたしますならば、五千万円の基本金を三十二億

七千八百万円、これだけ増加しようというのであります。しかし、この資本金を増加いたしますことは、極端な例でありますけれども、このようにいたしまして、ないことまで帳簿につけてくれと頼むような人が公団におるといたしますならば、これはどうぼうにかぎを預けるようなことでありま

す。(拍手)でありますから、これに對しましては私は絶対に反対をいたすものであります。
次に油糧公団の問題であります。油糧公団の問題に對しましては、もはや多言を要しません。審査委員会において調査をいたしておるのであります。そこで、その調査の結果はいかかになつたかと申しますならば、大豆協会に對しまして、六十キロに對して六円十五銭を販売価格の中に織り込んで、それを別途積立てにしておいた。そして、これをかつてに大豆協会に交付しておるのであります。その金は一億三

千万円といわれておるのであります。しかしながら、これをいろ／＼な角度から調査いたさんといたしますならば、どうであつたかと申しますると、この大豆協会と公団とが密接な關係を持つておる。(何を言つてゐるのだ)と呼び、その他発言する者あり)これは公団が統制案を出したということをして申し上げたのであります。あなたが御存じないならば申し上げます。

大体こういうふうにして、

この六円十五銭というものを統制価格の中に織り込んだ。そうして、そのつた金は自由かつてに使つた。これを自由に大豆協会に交付した。(だれなんだ)と呼ぶ者あり)公団であります。これは一体いかなる意味であるか。これらのごとき手段は、責任でなくて何でありませう。私は、これらに對しましては、どこまでも調査を進めるの

要があると思つておる。
そういう点からいたしまして、これらの法案を通過いたすことは、まだ今や調査中である。あるいは公団と大豆協会との關係の書類などに對しましては、毎年報告しなければならぬものが、二十一、二年から今日まで報告しておらぬ。それらについて、監督庁等が何をしておるか。そうしておいて、その書類は今や焼き捨てたというのであります。かくのごとき關係を有する公団に對しましては、この法案を通過

さすことは、これほど危険きわまるものはないと思つておる。(拍手)これをよく調査の上提案をいたすことが適當であると私は考へるのであります。これに對して反対をいたすのであります。簡単に、これをもつて反対の理由といたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 池田峯雄君。

〔池田峯雄君登壇〕

○池田峯雄君 私は、ただいま上程されました肥料配給公団令の一部を改正

する法律案並びに油糧配給公団法の一部を改正する法律案の両案に對しまして、日本共産党を代表いたしましたして反對の意思を表明するものであります。

元來、肥料公団並びに油糧公団に莫大な資金を與えるということについては、予算と並行して審議するのが本来であります。並行審議するというのが、これが原則になつておるにかかわらず、国会が閉会になるまぎわに、そこそここの法案を出して来るということは、實に国会の審議権を無視するものであります。その点に對しまして、第一に共産党は反對するものであります。實際にまた、こういつた莫大な金を肥料公団に出すというふうな法律を早く出しますと、ポロが出て来る。ポロが統々あとから出て参りまして、どうにもこうにも始末がおえなくなるというので、そこで閉会まぎわのどさくさに出して、これを通過させてしまおうという魂胆であることは明らかであります。(拍手)

先ほどの弁士も言われておりましたように、肥料公団の不正、油糧公団の不正には、実に驚くべきものがあるのである。この肥料公団が、五億何千万円というふうな莫大な金を使途不明にしておるのは、一体どこから出ておるのか。これは農民の負担で出ておるのである。農民の拂う肥料代金の中に運賃が含まれておる。ところが實際に

は、運賃というものはそれほどはからぬのである。實際にかかる運賃との差額が八億二千万円以上も上つておる。このうちの五億数千万円というのが使途不明になつておるのであるが、このほかに、包装材料、諸掛り等の名目で、公団が肥料代金に含めておつておる金が、相当莫大に上つておるのであります。たとえば、かます回収費用が一枚六円になつておる。ところが實際には、一枚二円七八銭しかかかつておらないのである。だからして、この差額が一億二千万円以上も上つておるのである。これを今日まで何ら調査もせず、また悪い官僚があれば、これを徹底的に取締るといふことも、政治家がこれに關係しておれば、これを徹底的に調査し究明するといふこともやらないといふのは、まさに現吉田内閣の責任であると言わなければならないと思つておるのである。

油糧公団も、また同様の方法で、莫大な金を使途不明にしておるのである。油糧増産協議会であるとか、水産油糧増産協議会であるとか、あるいは大豆協会であるとか、こういうところをやつておる。人呼んで肥料公団を酒飲み公団と言つておる。肥料公団の帳簿をめくりますと、毎晩のように、神楽坂の某料亭で三万円だ、五万円だというふうな宴会をやつておる。こういう問題を徹底的に調査究明することをやらないで、莫大な金を、資金が足りな

いから肥料公団にやりましたよう、油糧公団にやりましたよう——こういう不当な金は、これは明らかに農民に返すべきである。農民の負担によつて、こういう使途不明の金が出ておるのであるから、これは農民に返すべき金である。同時に、まさに不正の上塗り、どろぼうに追銭のような、こんなべらぼうな金がありますならば、この金を六・三制の學校を建築するために、あるいは土地の改良をやるために、農地改革の徹底をはかるために、こういう金をそれに使うべきであると思つておる。人民の血税によつて、かような不当な金の使い方をする現吉田内閣の政策に對しまして、日本共産党は絶対に反對いたす次第でございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 小平忠君。

〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、新政治協議会を代表いたしましたして、ただいま議題となつております油糧配給公団法及び肥料配給公団法の一部を改正する法律案に對し、断固反對するものであります。

終戦直後におきまして、日本の食糧を増産し、民生を安定せしめるといふ見地から、肥料の生産並びに油糧の生産をはかり、さらに配給の完全を期する意味におきまして、この兩公団設置の問題が取上げられ、これに關しましては、国民の大多数、特に肥料公団のごときは、全国農民の切実なる反對が

あつたのであります。これは強引に押し切られて設置をみたのであります。しかるに、その後における兩公団の運営の失態を調査いたしまするのに、すでに諸君が御承知のように、その経営内容において、さらに経理事務において、その不正が天下に暴露せられ、国民の疑惑の念を抱かしめるような結果をもたらしているものであります。

本問題に關しましては、特に民主自由党におかれましては、昨年来からこの公団廃止の方針を決定せられ、特に選挙民に對して公約せられて、これをすみやかに実施すべく参つておるのであります。しかるに、現段階においても、これを何ら実行の方向に移さざるのみか、さらに今日に至つては、まつたくわれわれの理解しがたいような結果をもたらしているのが、今回のこの法の一部改正である。

すなわち、この内容は、委員長代理の説明のごとく、さらにすでに反對討論のあつたごとく、まつたくかような公団に對しまして、特に油糧公団においては十億一千六百万円、肥料公団においては三十二億七千八百万円、合して四十二億九千四百万円の基本金を増加するといふこの案に出たこと、なおこの基本金について一般會計から繰入れるに至つては、私は、言語道斷、断じて承服できないのであります。

なぜならば、現在日本の国家財政は、すでに国民の御承知のように、まことに苦しいのである。特に食糧増産の見地においては、土地改良、あるいは農地改革の実施、さらに排水や食糧生産のためへの幾多の予算を計上しなければならぬのであるが、本年度の補正予算においては、まつたくこれが踏みこじられて、すずめの涙ほどの予算が計上され、これらの予算に何らの考慮を與えずして、その反面に、この四十億を突破するといふ膨大な予算を、かかる国民の疑惑を抱き、さらに農村においては、肥料配給の問題については適期に配給されず、しかも不良な、高価な肥料の配給を無理押しされておる現状から見ても、かかる公団に根拠もない膨大な基本金を一般會計から繰入れるといふことに對しましては、私は断固承服できないのであります。

特に私は、農林委員会におきましても、昨日午後四時に、急遽本案が提出されたのであります。このときも、私は政府当局に、その意図を追究したのである。特に予算の措置と本件の審議については、まつたく国会の審議権を冒瀆しておる。その理由は、本案が補正予算に計上されると同時に並行審議されたのであるならば、ある程度その点においても理解し得るのであるが、すでに補正予算は兩院を通過しておる。その後において、この法の改正を急遽出すに至つては、いかなる意図があつたか、あるいは政府当局の怠慢であつたか、昨日の農林委員会においても、政

府当局が、はつきりこれは怠慢であつた、実は忘れておつたということが明らかになされた。諸君、かかる重要な問題において、忘れておつた、手落ちであつたでは済まされぬ。

私は、かかる観点において、あえて追究するものではないが、根本的理念において、この公団を明年三月閉止するという段階において、かかる歴大な予算を一般会計から繰入れるという行き方については承服できない。さらに肥料公団、油糧公団については、全国

民の強き要望があり、特に肥料公団については、次のごとき強き主張が、昨年来より、切実なる要求として、政府当局なり関係団体に取上げられておるのである。

その点は、御承知のように、肥料のごときは、まったく農民だけが使用するものである。この農民だけが使用するところの肥料、これを配給公団なるものを通じて、すなわち複雑な機構のもとに、歴大な人件費と複雑なる配給機構のもとに取扱われるから適期に配給されない。戦後において農業会が解体し、町村から都道府県、全国に至る間、農業協同組合の組織は、真に農民の自主的意欲として盛り上つた系統組織ができておる。この農業協同組合の系統組織を通じて一元的に配給せしめ得ない理由が那边にあるか、もし、この農業協同組合をして一元的に配給せしめ得るならば、肥料の配給は円滑に

なされ、価格においても、低廉に最低限度に食いとめ得るのである。それを、依然としてこの公団閉止の積極的方策に乗り出さず、さらにこの基本金を増額するというこの観点に至つては、私は断固として反対せざるを得ないのであります。

以上の点を申し上げまして、政府は、かかる理論的にも現実的にも了解しがたい本改正案のごときは、ただちに撤回されんことを、私は強く要求して終ります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。(拍手) よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

なされ、価格においても、低廉に最低限度に食いとめ得るのである。それを、依然としてこの公団閉止の積極的方策に乗り出さず、さらにこの基本金を増額するというこの観点に至つては、私は断固として反対せざるを得ないのであります。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

特別職の職員の給与に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。人事委員会理事藤枝泉介君。(拍手)

特別職の職員の給与に関する法律案

特別職の職員の給与に関する法律

第一條 この法律は、左に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)(の)受ける給与について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房副長官
- 六 政務次官
- 七 国立国会図書館長
- 八 衆議院及び参議院の事務総長及び法制局長
- 九 国家公安委員会委員
- 十 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十一 全国選挙管理委員会の委員長及び委員
- 十二 外国為替管理委員会の委員長及び委員

十三 統計委員会委員長

十四 中央更生保護委員会委員

十五 運輸審議会委員

十六 宮内庁長官及び侍従長

十七 大使及び公使

十八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官(以下「秘書官」という。)

十九 地方自治委員

二十 地方税審議会委員

二十一 全国選出議員選挙管理委員会委員

二十二 日本学術会議会員

二十三 侍従

二十四 連合国軍の需要に応じ、連合国軍のために勤務に服する者

二十五 食糧配給公団の職員

二十六 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため失業者として国が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

(内閣総理大臣等の給与)

第二條 前條第一号から第十八号までに掲げる特別職の職員(以下「内閣総理大臣等」という。)(の)受ける給与は、別に法律で定めるものの外、俸給及び勤務手当とする。

第三條 内閣総理大臣等の俸給月額は、別表による。

2 別表により秘書官の受ける俸給月額、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長が大蔵大臣と協議して定める。

第四條 内閣総理大臣等の勤務手当の月額、俸給月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第五條 新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から給与を支給する。但し、退職し、又は罷免された国家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から給与を支給する。

第六條 内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで給与を支給する。

第七條 前二條の規定により給与を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

第八條 内閣総理大臣等の給与の支給期日は、一般職の職員の例による。

(地方自治委員等の給與)

第九條 第一條第十九号から第二十二号までに掲げる特別職の職員(以下「地方自治委員等」という。)は、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。
(待従の給與)

第十條 第一條第二十三号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、大蔵大臣の定めるところにより、一般職の職員に例による。
(連合国軍労務者等の給與)

第十一條 第一條第二十四号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、別に法律で定めるまでの間、特別調達庁長官が大蔵大臣と協議して定める。

第十二條 第一條第二十五号に掲げる特別職の職員に受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、法令による公団の一般職の職員に例による。

第十三條 第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府

に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金額をこえることはできない。
(重複給與の調整)

第十四條 国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するとき、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二條又は第九條の給與は、支給しない。

一 内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。

二 地方自治委員等の職を兼ねるとき。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給與の月額が、国会議員として受ける歳費の月額、内閣総理大臣等として受ける俸給及び勤務地手当の月額又は一般職の常勤を要する職員として受ける俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所屬する機関から支給する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の日以後において新たに国家公務員法第二條の特別職とされた職の職員に受ける給與については、その後における最近の機会においてこの法律が改正されるまでの間、政令で定める。

3 左に掲げる法令は、廃止する。
特別職の職員に關する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)

特別職の職員に關する政令(昭和二十四年政令第十三号)

4 日本學術會議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項中「手当を支給することができる。」を、「別に定める手当を支給する。」に改める。

5 地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十三條中「内閣総理大臣が、大蔵大臣と協議して」を、「別に」に改める。

6 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項を次のように改める。
委員の報酬は、別に定める。

別表

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	四〇,〇〇〇円
国 務 大 臣	
人事官及び検査官	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	三二,〇〇〇円
公正取引委員会委員長	
全国選挙管理委員会委員長	
大 使	
衆議院及び参議院の事務総長	三〇,四〇〇円
外国為替管理委員会委員長	
統計委員会委員長	
宮内庁長官	二八,八〇〇円
内閣官房長官	
政 務 次 官	二八,〇〇〇円
衆議院及び参議院の法制局長	
外国為替管理委員会委員	二七,二〇〇円
公正取引委員会委員	二五,六〇〇円
内閣官房副長官	
全国選挙管理委員会委員	
中央更生保護委員会委員	
運輸審議会委員	二四,〇〇〇円
侍 從 長	
公 使	
秘 書 官	
一号俸	一五,〇〇〇円
二号俸	一四,〇〇〇円
三号俸	一三,〇〇〇円
四号俸	一二,〇〇〇円
五号俸	一一,〇〇〇円

特別職の職員に關する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年十二月二日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎

(小字及び一は参議院修正)

(連合国軍労働者等の給與)

第十一條 第一條第二十四号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、別に法律で定めるまでの間、特別調達庁長官が大蔵大臣と協議して定める。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金の通用を受ける職員の給與の額は、その一般職種別賃金をこえることとはできない。

第十二條 第一條第二十五号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、法令による公団の一般職の職員の例による。但し、俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額で農林大臣が大蔵大臣と協議して定める額の公団特別手当を支給することができる。且つ、この手当は、勤務地手当の計算に關しては、俸給額に合算してその算定の基礎とすることができる。前項但書の規定による公団特別手当の給與は、当該公団がその職員に対して支給する俸給の総額の百分の三十に相当する額をこえることとはできない。

第十三條 第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金をこえることとはできない。

第十四條 第一條第二十七号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金をこえることとはできない。

の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金をこえることとはできない。

特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕

藤枝泉介君 たいだいま議題となりまして特別職の職員の給與に関する法律案につきまして、人事委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、十月二十九日、予備審査のため付託となつたものであります。が、本十二月二日、参議院において修正の上送付せられ、本委員会に付託せられたものであります。まず、本法律案の提案理由とすると、並びに参議院の修正箇所について御説明申し上げます。

従来、特別職の職員の給與につきましては、特別職の職員の俸給等に関する法律によつて規定されていたのであります。その後新たに特別職に加えられるものが相当にあり、また、そのあるものは給與に関する法的根拠をまつた持たない現状であります。従いまして、この際右法律の適用範囲を整理いたしますとともに、支給方法その他につき所要の改正を加えたいというのであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。まず本法律案の適用範囲につきましては、第一條において、現在国家公務員法上の特別職である職員を全部網羅いたしますとともに、これを、その職務の性質、勤務の形態等に着眼いたしまして、内閣総理大臣等、地方自治委員等、侍従及び連合国軍労働者等の四つに分類し、そのおのづかにつき、給與の種類、額、支給方法等を別個に規定することとしたのであります。

第一に、内閣総理大臣等につきましては、秘書官を除きまして、他はその給與の種類、額、支給方法等は、おおむね従来の通りであります。ただ秘書官は、現在扶養手当及び超過勤務手当の支給を受けておりますが、その職務の性質、勤務の形態から見まして、これに相当する金額を俸給に織り込んで、俸給と勤務地手当の二つを支給することに改めました。

第二に、地方自治委員等は、新たに適用範囲に加えられたものであります。が、その給與は、従前の例によりまして日額手当を支給することにいたしました。

第三に、侍従の給與につきましては、昨年六千三百七円ベースに切りかえた後、昇給し得る措置がとられなかつたのであります。今回は、一般職の職員に例によることとし、その例によ

り昇給できることといたしました。最後に、連合国軍労働者につきましては、これらの労働者約二十六万人中約十四万人は、従来、政府に対する不正手段による支拂い請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による一般職種別賃金の通用を受けているので、参議院修正案は、この事実を明確にしたものであります。

次に、食糧配給公団の職員の給與については、これらの職員は、その職務内容の特殊性にかんがみまして特に特別職としたのであります。その給與に係り、一般職である他の公団の職員との関係は、おのづかから異なるべきであります。そこで、食糧配給公団の職員の給與は、各個人については、一般職の職員の俸給の二割ないし五割、全体としては俸給総額の三割を越えない範囲内で、公団特別手当を支給する現在の制度を明確に規定したのであります。

次に、給與の支給方法として新たに加えられた規定は、第十四條の重複給與調整に関する規定でありまして、これは、特別職の職員が他の国家公務員の職を兼ねるときの給與については、所要の調整を加えようとするものであります。

なおこの法律は、現行の特別職の職員だけを適用範囲としておる関係上、国会閉会中新たに特別職の職員となつた者の給與につきましては、その後法律が改正されるまで政令で定めることができるよう、附則中に規定を設けることといたしました。以上が、大体本法律案の内容であります。

人事委員会におきましては、本法律案を本日の委員会に上程して、政府より提案理由の説明を聞き、ただちに討論に移りました。民主自由党藤枝委員、日本社会党松澤委員、民主党連立派渡邊委員より賛成の意見があり、日本共産党加藤委員より反対の意見が述べられました。採決の結果、多数をもつて右は可決せられ、本法案は原案通り可決すべきものと議決いたしました。

右御報告いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立者多数。(拍手)よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(星島二郎君外六名提出) (委員会審査省略事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、星島二郎君外六名提出、飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案は、提出

者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。神田博君。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

飲食営業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第十條中「又は第八條」及び「又は副食券」を削る。

第十一條第三項中、「又は副食券」を削り、第三項を第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、第四項を第五項とし、同項中「第一項又は第三項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、第三項として次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定により飲食営業を停止し、若

しくは飲食営業の許可を取り消した場合は第三條第一項の規定による許可を受けないで飲食営業を営んでいる事実があると認められた場合において、必要があるときは、省令の定めるところにより、飲食営業を営むために必要な設備に封印する等の措置をとるべき旨を当該飲食営業を営む者に命ずることが出来る。

第十三條中「第八條」を「第七條」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔神田博君登壇〕

○神田博君 たいま議題に供されました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしましたして、簡単に御説明申し上げます。

本法律は、前国会において制定を見ただものでありまして、当時これが制定にあたりまして、諸般の情勢より、副食券の使用をする規定に相なつておつたのであります。最近のしよ油の需給情勢の好転によりまして、家庭配給を営業に持ち込むの要なく、営業に配給し得るような状態に相なりましたので、この際これを一般配給より除

外いたしましたして飲食店に配給したい、かように改正したいという案件でございます。当時、この審査にあたりまして、経済安定委員会においても、この副食券の制度につきまして非常な反対の御意見がございました。その後も種々撤廃の要請があつたのであります。が、今回この廃止をすると同時に、またこの施行にあたりまして主食の取締りを強化したいという点もございましたので、あわせて改正をいたしたい、かような趣旨でございます。

本改正によりまして、全国数十万の営業業者、またこれらを利用する利用者の家庭におきましても、非常な朗報であらうと考えております。何とぞ満場一致をもちまして通過していただくようお願いいたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

去る三十日の本会議における議員の発言中、不穏当と認められる言辭がおりますから、速記録よりこれを削除いたします。御了承を願います。

明日は会期終了日であります。本日定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。
午後六時三十二分散会

出席國務大臣

國務大臣 殖田 俊吉君

厚生大臣 林 讓治君

農林大臣 森 幸太郎君

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

内閣官房副長官 郡 祐一君

外務政務次官 川村 松助君

外務事務官 倭島 英二君

大蔵政務次官 水田三喜男君

引揚援護庁次長 宮崎 太一君

農林政務次官 坂本 實君

通商産業政務次官 富樫 靖君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

旧軍関係債権の処理に関する法律

復興金融庫法の一部を改正する法律

復興金融庫法の一部を改正する法律

復興金融庫法の一部を改正する法律

価格調整公団法の一部を改正する法律

私立学校法

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

警察用電話等の処理に関する法律

未復員者給與法の一部を改正する法律

特別未歸還者給與法の一部を改正する法律

一、昨日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)

一、去る十一月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

通商産業委員会

理事 村上 勇君(理事村上勇君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、昨日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会

理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 篠田 弘作君(理事篠田弘作君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 廣川 弘禪君(理事吉武恵市君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

理事 島田 末信君(理事島田末信君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十一月三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 北 二郎君

一、昨日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 寺島隆太郎君

大蔵委員 佐々木更三君 深澤 義守君

農林委員 井上 良二君 田中織之進君

山口 武秀君 田中伊三次君

保利 茂君 中垣 國男君

通商産業委員 建設委員 上林與市郎君

予算委員 深澤 義守君

議院運営委員 神山 茂夫君

懲罰委員 林 百郎君

一、去る十一月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員 中野 四郎君

一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 保利 茂君

大蔵委員 田中織之進君 風早八十二君

農林委員 上林與市郎君 佐々木更三君

通商産業委員 田中伊三次君
建設委員 井上 良二君
予算委員 山口 武秀君
議院運営委員 林 百郎君
懲罰委員 神山 茂夫君
一、昨日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考查特別委員 神山 茂夫君
一、昨日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考查特別委員 江崎 一治君
一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。
油糧配給公団法の一部を改正する法律案
肥料配給公団法の一部を改正する法律案
一、昨日委員会に付託された議案は次の通りである。
油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
肥料配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
以上二件 農林委員会 付託
一、昨日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
地方財政法等の一部を改正する法律案
人事官懲罰の訴追に関する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

一、昨日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
刑事補償法案
一、昨日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
未復員者給與法の一部を改正する法律案
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案
一、昨日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案
警察用電話等の処理に関する法律案
一、昨日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
旧軍関係債権の処理に関する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案
価格調整公団法の一部を改正する法律案
私立学校法案
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)
昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)
一、去る二十五日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員浦口鉄男君提出消費生活協同組合に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井上良二君提出薪炭供給調節特別会計の赤字に関する質問に対する答弁書
衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対する答弁書
衆議院議員米原利君提出外国人財産取得政令の在日華きよりに対する適用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出外交問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨木作次郎君提出榮種の供出方針に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員福田一君提出福井県の物価指数外二件に関する質問に対する答弁書

〔参照〕
消費生活協同組合に関する質問主意書
消費生活協同組合法施行以来、すでに五百余の組合の成立を見ている

が、その成績は遺憾ながら振わない。むしろはなはだしく不良である。殊に乱脈なる經理、無為無能なる経営の結果は、組合法そのものに對する國民大衆の不信の声をすら多く聞くのである。それは、経営者の人物の問題も根本的に大きな原因をなしているが、資金面に重大なる支障のあることは、所管当局も明らかにこれを認めているところである。しかも、銀行、信用組合、國民金融公庫等の金融機関は、なんら積極的な援助の態度を示さなければ、か、蔭ではむしろ、反対の意思を表明している事実すらある。従つて、無理な金融が、経営をしてその本質から外れしめ、ひいては健全なる経営を不可能ならしめている。よつて政府に對して次の諸項につき質問する。
一 消費生活協同組合法が成立したる当時の経済状況と、現在のそれとの変化により、現政府は、組合の助長育成に熱意を欠くやに承知するが、その衷意をただしたい。
二 監督は、單位組合については、地方庁に委任されてあるが、その監督の事実と実績を知らない。監督のねらいとその実施状況を問う。
三 政府は、その公益性を確認するならば、消費生活協同組合中央金庫(仮称)の如き融資機関を

確立すべきと信するが、政府に、その計画ありや。しからざれば、銀行その他の金融機関に對して、一定のわくを與えるまで、積極的に融資をなすよう指示すべしと考ふるが如何。

四 中央機関として消費生活協同組合運営委員会(仮称)の如きものを設立して、全国的にその健全にして進歩的なる運営を指導啓発する意図はないか。

五 国際生活協同組合連盟より、加盟の招請あるやの報道を聞きするも、これに対する当局の処置如何。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員浦口鉄男君提出消費生活共同組合に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浦口鉄男君提出消費生活協同組合に関する質問に對する答弁書

一 消費生活協同組合は同連合会を含め昭和二十四年十月末現在において六九〇を数え、毎月七〇組合平均の増加を示している現状であり、本組合は国民生活の安定向上に資するところ大なるものがあるので、これが設立の促進のために、

国際協同組合デー、法律施行一周年記念行事としての消費生活協同組合普及強化週間の全国的展開、報道機関による広報宣伝等を実施するとともに、消費生活協同組合の経営上のあい路である諸問題については、関係各省と折衝して鋭意解決に努め、以てこれが健全なる育成発展に努力しつつある次第である。

二 組合の本質よりして民主的にして且つ健全なる運営を期待すべきであり、これがため中央、地方を通じて関係者を集めて講習会、打合せを開催し、又は組合に對して直接指導監督を勵行せしめ、法の施行にそわない不良組合に對しては、これを整理するとともに、優良組合に對しては、これを発展せしめるために消費生活協同組合育成指導要綱を定め、鋭意指導育成に當つてゐる次第である。

三 現在の金融機構及び消費生活協同組合の状況にかんがみ、消費生活協同組合中央金庫を設立する考へはない。

又、経済九原則の線に沿う金融の正常化の見地から、消費生活協同組合に對する融資の枠を設置する意図はない。然し、消費生活協同組合の円滑な運営とその育成を図るため、国民金融公庫の資金が今後充實される予定であるから、

法の認める範囲内において、同公庫から極力御援助いたしたいと考へる。

四 厚生大臣の諮問機関として中央運営協議会を、各都道府県知事の諮問機関として地方運営協議会を設けそれぞれ関係者、学識経験者を集めて、組合の進歩的育成を図りつつある。

五 目下生活協同組合の全国的指導機関である日本協同組合同盟において加入の手續を準備中である。右答弁する。

薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問主意書

去る十月三十一日衆議院本會議において、薪炭需給調節特別会計の赤字問題に關して、本員が「本会計の赤字を、政府は歴代内閣の責任であるとして、自己の政治的責任を逃れんとしているではないか。」との質問に對し、総理大臣、官房長官、森農林大臣はいずれも「歴代内閣の中、片山内閣もまた、赤字の責任がある。」と答へ、特に森農林大臣は「先程井上君は片山内閣のときは赤字が出たかのようにおっしゃつていますが、断じて黒字は出ていません。十五年、十六年、十七年以來すべて赤字であります。片山内閣の時は、今の調査によりますと、六億八千二百四十九万五千円の赤字が出ており

ます。二十三年の年度末の累計によりますと二十三億八千万円というこゝたになつておるのであります。これは十五年以來の赤字の累積であります。なお、しつかりした数字は御手元に御まわし致してありますが、今御話のような片山内閣時代には黒字であつたといふことは断じてありません。」と答弁しているが、本員が本會議で質問した片山内閣時代の昭和二十二年年度末の決算は、会計検査院の報告に基くもので、当会計検査院の報告によると、二万二千円の黒字となつてゐるが、政府はこの会計検査院の会計検査法に基く決算を承認できないのか。若し会計検査院の会計検査法に基く検査方法を否定し、ことさらに吉田内閣の薪炭行政の失敗による赤字を歴代内閣に転嫁しようとするならば、これは卑怯極まる行為であつて、本員の承服できないところである。よつて政府は、次の件について明確に答弁せられたい。

一 政府は、会計検査法に基く決算を承認されるか。

一 会計検査法に基く決算と森農林大臣が発表した数字との相違は、いかなる法的根拠によるものか、政府は明確にされたい。

一 政府は、二十三年年度の年度末赤字二十三億八千万円は昭和十五年以來の赤字の累積であると発表したが、いかなる方法によつて各年

度の赤字を精算したかその精算の根拠を示されたい。

更に政府は、今日まで各年度ごとに国会の承認を得た十五年度より二十二年年度に至る薪炭特別会計の決算書は偽装であるのか。右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員井上良二君提出薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井上良二君提出薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問に對する答弁書

一 政府は会計検査院の決算はこれを承認する。

一 会計検査法に基き会計検査院の審査した決算上の数字と森農林大臣の発表した数字との相違は次の如き根拠に基くものである。

即ち、決算上の数字は、薪炭需給調節特別会計第十七條の規定に從つて、各年度に未実現収益を計上して算出したものであり、森農林大臣の示した数字は、一般企業会計の通則に從つて未実現収益を計上しないで算出したものである。

一 二十三年年度末の赤字累計二十三億八千万円という数字も右と同様に一般企業会計の方式に從つて各

年度それぞれ算出した結果の数字である。

各年度国会の承認を得た決算は、新炭需給調節特別会計法に従つて行つたものであり、決して不当でもないし又偽装でもない。右答弁する。

皮革の統制撤廃に関する質問主意書

多年にわたり実施せられて来た諸統制を撤廃して経済の動きを自由に、これにより経済力の復興、世界経済への参加を計ることは、わが国経済の全般に共通した根本方針ともいふべきもので、皮革産業においてもならぬ例外となるものではない。殊に皮革産業は種々の理由により最も技術的に統制困難なる産業であるにかかわらず、統制方式の拙劣と取締能力の欠如とはいよいよ統制を困難ならしめ流通秩序を混乱せしめていたのであつて、その結果は悪質業者のちよくりようと粗悪品の横行とを招来し、技術水準と商業道徳とは低下の一途をたどるのみであつたのである。

従つて、かかる事態にある皮革の統制撤廃こそは第一に実施せらるべきものであつて、撤廃により最早人らの弊害を生ぜざるのみならず、かえつて生産量の増加、技術の改善、品質の向上、企業合理化の促進

等を来たし、皮革産業の興隆及びその国民経済全般に及ぼす好影響に期待すべきものがあると思ふ。ついで、次のような案により皮革の統制撤廃を要するものであるがこれに対する政府の所見如何。

一 配給統制は全廃するか。

現在までのところでは原皮、革、革製品の全般にわたり配給統制が実施されているが、配給面においては国内原皮の増産、原皮輸入の増大により重要部門に対する革の確保もなんらの作爲なくして可能となつて来た今日、これらは総べて速やかに撤廃して現実の経済の流れに副つた自由取引に委ねるべきである。

二 価格統制は全廃するか。

現在までのところ原皮、革、革製品の大部分については、依然として公定価格が存在しているが、購買力の低下のため、公定価格を割るもの、逐次現われつつある現況で、たとえ公定価格をはずしても価格急騰の懸念は全くないからこれを全廃することが望ましい。

三 牛革以外は使用制限規則の適用より除外するか。

重要部門への革の割当を確保するため靴、袋物、高級靴等は使用制限規則により製造を禁止されているが、最近の革の需給状況より考えるとこれら禁制品の製造を許

可して国民生活を充実にせしむる必要と可能性が生じたものと考えられ、この種の革についてはこれらの禁制品を製造する以外には最早や適切な用途なきものすら現われつつある状態である。但し、革中の大宗たる牛革については耐乏生活による経済復興の建前よりも今暫くこれが除外を見合せ、その他の革は速やかに使用制限規則の適用より除外したい。

四 暴利取締令は存置するか。

価格統制が撤廃されても急激な価格変動の懸念は全くないが、その間に暴利を狙う一部悪徳業者の出現を予想し、かかる行為を取締るため暴利取締令はこれを存置し強力で発動することが望ましい。右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対する答弁書

一 従来皮革については、需要革量に比しその供給絶対量の不足、並びに輸入原皮が海外の援助資金に依

存している等の理由もあつて、極力これが有効利用を図るため配給の統制を実施して来た訳であるが、明年度においては原皮輸入計画数量も増加し、これに国産皮革の生産数量を加算すれば最も不足している牛皮、牛革及び羊皮、羊革について、これが需給の均衡を保持し得るものと考えられる。その上原皮の輸入についても近く民間貿易に移り、時期的調整も改善されるように考えられるので、皮革の輸入状況を勘案して可及的速やかに皮革の配給統制の廃止を実施したいと思ふ。

二 価格統制は一の配給統制の全廃の時期において同時に全廃するを適當と思はれる。

三 輸入依存度の高い品種の革、即ち牛革及び羊革については、これが使用を禁止するが、それ以外の革については配給統制の廃止と平衡して可及的速やかにこれが使用制限規則の適用を除外したいと思ふ。

四 意見の如く暴利取締令はこれを存置することが適當と考へる。右答弁する。

一 新聞用紙の生産は本年上半期を通じて順調に増産されてきたにもかかわらず、消費量(配給割当量)

は増加せず、従つて滞貨は増大し、九月末の在庫量は二千八百万ポンドに達し、その後更に増加している。このため、生産は、下半期に入るに及んで、急激に低下してきた。かかる事態に対し

(一) 政府はいかなる見通しを持つているか。

(二) いかなる理由で、配給を統制し、無理な消費規程を行つて

いるか。

二 現在統制している用紙(新聞用紙その他一切の用紙)の種類とその最近一箇月の生産実績、及び統制していない用紙の種類とその最近一箇月の生産実績を問う。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員横田基太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対する答弁書

一 新聞用紙の生産は、本年度に入り次第に好転してきたので、それに適応する如く五月頃より合理的な割当計画を編て、すでにその一部は九月より実施しており、更に十二月よりは月二回の四頁建増配を実施することが決定されている。

又、現在二千八百万ポンドの滞貨があるが、これは新聞四十日分の消費量に相当し、円滑なる新聞発行を確保するためには、必しも異常なものとは認め難い。しかしながら、諸般の状況にかんがみ、一段の増加消費計画実施によるこれが減少について目下関係当局と交渉中である。新聞用紙の生産は今後も上昇する予定であり、政府としては事情の許す限り早期に統制の

緩和あるいは撤廃を考慮している。二 新聞用紙の有効需要は、大体年間三億二千万ポンド以上と推定され、従つて現在の供給量年間二億七千万ポンドからみれば需給は安定しているといえない。従つて、当分の間配給を統制する必要があり、政府としては無理な消費規正を行つてゐるわけではない。

現在統制している用紙

千ポンド	千ポンド	千ポンド
(一) 新聞用紙 三、四六三	(三) 包装用紙	筆記用紙 九六九
(二) 印刷用紙	印刷二二号 一三三	四、四四 図画用紙 七五
一三三	一三三	二六六 包装用紙 三、六六
二二二 六六	一三三	一、〇〇 特殊用紙 一〇、三七
一三三 二六	一三三	一、七六 板紙 三、三三
一三三 二六	(四) 特殊用紙	機械すき和紙 三、六六
一三三 二六	証券用紙	手すき和紙 一、四四
一三三 二六	計測記録用紙	七
一三三 二六	青字真用紙	二六〇
一三三 二六	学術書用紙	六〇
一三三 二六	アート原紙一号	九六五
一三三 二六	二号	〇
一三三 二六	割当切符用紙	〇

右答弁する。

外国人財産取得政令の在日華き、よ、うに對する適用に關する質問主意書

本政令の在日華き、よ、うに對する適用

は極めて不合理であり、彼らの生活権に重大な脅威を與えている。且つ、政令の適用に當つて、公正な取扱を欠いている点がある。左記項目について、政府の見解を問う。

一 本年一月十四日以前に、合法的に取得した不動産について、登記を申請したものが、各地の登記所で、政令によつて認可を受けるべきこと、あるいは認可を要しない旨の証明を要求して、書類の受理を拒否している。かかる措置は不当ではないか。

二 政令は、事業目的のための不動産借用に對して、極端な制約を加えている。横浜市の場合においても店舗の借用が生活維持のため必要であるにもかかわらず、認可基準に制約されて、移転することもできない状態である。このため、同市内の店舗は軒並み閉店をしてゐる。かかる状態に對し、政府はいかなる考へを持つてゐるか。

三 株式取得についての制約は、財産保全のための株式持分をも不可能にしてゐる。又旧株所有者に對する割当新株の取得が十株程度のものでも、認可されない実情である。かかる取扱は生活権侵害ではないか。

四 この政令は、日本人と在日華き、よ、うの合へん事業を阻害してゐる。又中日貿易の發展及び两国人民の親善關係に重大な障害を及ぼしてゐる。政府は、本政令より在日華き、よ、うに對し適用を除外する意思はないか。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員米原昶君提出外国人財産取得政令の在日華き、よ、うに對する適用に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員米原昶君提出外国人財産取得政令の在日華き、よ、うに對する適用に關する質問に對する答弁書

一 不動産の取得が本年一月十五日以降であれば、認可を要するが、一月十四日以前であれば、認可を要しない。登記所が書類の受理を拒否しているのは、不動産の取得が一月十四日以前であるか、一月十五日以降であるか、その時期が確認できないためだと思われる。

二 店舗の借用は、その期間が五年以下であれば、認可を要しないし、又五年を超えても、申請をすれば、概ね認可されるから、極端な制約が加えられてゐるとは言えない。

三 旧株に對する割当新株の取得は、使用される円資金が公正に取得されたものであれば原則として認可している。

四 本政令の適用に關しては在日華き、よ、うは、他の外国人と全く同様の立場にあり、在日華き、よ、うに對する適用除外は、目下考へてゐないが、政令の運用に當つては、中日親善關係に障害を來さないように充分なる考慮を拂ひたいと思つてゐる。

右答弁する。

外交問題に關する質問主意書
一 吉田首相は講和會議終了後においても外国に日本の何箇所かを借りて貰うような意向を洩らしてゐるが、一体何国に、日本の何処を、何箇所位、どのような形で、いかなる條件の下に貸すつもりか。

これを若し軍事基地として貸すとすれば、この軍隊は海軍が主か、それとも陸軍か、空軍か。そしてその兵力はいか程か。又何年位貸すつもりか、又いかなる理由で外国軍隊の駐在をのぞむか。

二 米英とは單獨でも講和を結ぶといひ、同じ対日理事國のソ連中國についての希望はひと言も洩らさぬのはどういふ訳か。又政府の諸発言には、故意にソ連中國のことを無視され、殊にソ連の妨害によつて全面講和が、成立しないような宣伝のようにきこえるものがあるが、政府は何を根拠にしてゐるのか。

三 政府は單獨講和を急いでゐるよ、うに思われるが、第二次世界戦争は、何国と、何が原因となつて始まつたと考へてゐるのか。

日本の将来に最も重大関連のある中国、又近隣のソ連と講和を結ばずして単独講和を可なりとする理由如何。

四 全面講和を結ぶためにのみ日本政府は全力をつくさなければならぬと思ふが、それに対する政府の責任ある見解、具体策及びその進行状況を説明されたい。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出外交問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出外交問題に関する質問に対する答弁書
政府は日本の領域を外国に借りて貰いたいという意向を述べたことはない。また米英と単独講和を結ぶと述べた事実も、故意にソ連、中国を無視した事実もない。
対日講和に関しては、新聞報道以外に公式の情報がなく、現在のとこる連合国側の問題であるから、仮設の問題について政府として見解を述べることができない。
右答弁する。

衆議院議員福田一君提出福井県の物価指数外二件に関する質問主意書

一 石川県においては、菜種の生産並びに供出につき、食糧管理法及び食糧確保臨時措置法の規定する主食の生産並びに供出と同じように、強制的であるような行政措置がとられているが、菜種の生産と供出は強制か任意か、又その法的根拠及び生産と供出の方針につき政府の所信を質したい。

二 石川県においては、昭和二十三年度の菜種の供出代金が、いまだに支拂われていないものが多数あるが、その経過と理由を質したい。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対する答弁書
一 菜種の生産割当は法的根拠無く、政府は現下の油脂需給の緊迫から各県に対して生産確保の依頼をしているに過ぎない。
即ち、府県の秋冬作総合付計画を尊重して、事前に供出期待目標を示してこれが確保に努めてい

衆議院議員福田一君提出福井県の物価指数外二件に関する質問主意書

る。なお、本年産菜種は全量供出であるが、昭和二十五年産については事前に依頼した供出期待目標数量から農家の自家消費及び種子を保有量として差引き供出義務数量として油糧需給調整規則により供出割当する方針である。
生産者は供出割当数量を完納した場合には、それ以上の菜種は麦と無制限に代替供出を認めることにし、麦の供出数量を完納し、それ以上の場合には価格は麦と同様に取扱う方針である。但し、供出割当は農林省作物報告事務所の実地調査の結果、事前に依頼した生産目標が不合理な場合は補正する方針である。

二 供出代金未拂の質問の事実、政府はまだ聞いていないので、実態を調査し、代金未拂の場合には至急支拂をするよう努力する。
右答弁する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
一 現業官庁の雇よう人に対しては、従来国家公務員共済組合法の制定前から長期給付の制度があつたのであるが、非現業官庁の雇よう人に対しては、本年十月から始めてその実施をみたもので、掛金については両者ともに大体毎月俸給月額の千分の四十五程度の割合で徴収されている。この掛金率は社会保険の一環として保険数理に基いて算定されたものであり、保険数理をその計算基礎においていない現在の恩給掛金と相違のあることについては、制度上やむを得ないものと考えられるが、近い将来において国家公務員法第百七条の規定により官吏雇よう人の別を問わず、退職時には同様の給付をなすよう改むべきものと考えられる。

二 官吏の恩給も雇傭人の長期給付も全額国庫負担にすべきであると考えらるかどうか。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
一 福井県は、震災、火災、山害と相次いだ被害をうけたため、物価が上昇し生計費の高騰を招いている。ついでには、福井県の物価指数は甲地にすべきだと思ふが如何。
一 繊維検査所の仕事は重労働に類するものであるから、現場と同じように加配米を支給すべきだと思ふが如何。
一 公務員、日直、宿直手当については、超動手当としてではなく、賄料として、平等に支給すべきと思ふが如何。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員福田一君提出福井県の物価指数外二件に関する質問主意書

衆議院議員福田一君提出福井県の物価指数外二件に関する質問主意書

井県の物価指数外二件に関する質問に対する答弁書

一 勤務地手当の地域区分の改訂については、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第二條において

第二條 人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

一—四 略

五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、国会及び内閣に同時に勧告するため、常に全国の各地における生計費の科学的研究調査を行うこと。

と規定し、右勧告の行われるまでの措置として同法第十七條第三項において
第十七條第三項 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

と規定している。従つて、御質問の福井県を甲地とすべきかどうかについては、人事院においての科学的調査を行っている。

二 繊維製品の検査業務は、終日立位姿勢の作業で検査品の拜見台上への運搬、印章の押捺を初め検査自体も一部の化学的あるいは物理的試験を除いては人力によるものが多く相当な労力を要するので、すでに主食加配業種の対象となつ

ている一般繊維工業の労働となん等変りなく、且つ検査数量が増加するにかかわらず、予算上制約せられた人員をもつて対処しなければならぬ関係上やむなく残業等をもつて業務を完遂している現状である。したがつて当局としても主食加配の必要性を認め、労務加配主食割当対象に繊維製品検査員を追加するよう目下審議中である。

三 公務員の日直、宿直手当について

政府職員の新給與実施に関する法律では、超過勤務手当の外、日直手当又は宿直手当なるものを認めていないので、現在では支給することはできない。但し、日直又は宿直勤務の性質からみて、これを超過勤務として取り扱うことの可否については、研究すること致したい。
右答弁する。

衆議院會議録第十四号中正誤

頁 段行 誤 正

一六 四六 行の次に次の一行を加えるべきの誤

○副議長（岩本信行君）

河田賢治君。

一七 五三 吉田首相初 吉田首相初

一八 四六 外三十五名 外八十八名